

# 南アルプス市

## 新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案)

平成26年12月 策定

令和8年 月 改定

南アルプス市

# 目次

第1部 序説	
はじめに	1-1
第1章 背景・改定の経緯	1-2
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1-2
第2節 市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	1-3
第2章 計画の位置付け・理念	1-4
第1節 計画の位置付け	1-4
第2節 感染症危機への対処における目指すべき姿と目標	1-5
第3章 対策の実施主体と実効性の確保	1-6
第1節 対策の実施主体と役割	1-6
第2節 対策の実効性の確保	1-10
第2部 対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 対策の目的と基本的考え方	2-1
第1節 対策の目的	2-1
第2節 対策の基本的考え方	2-2
第2章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	2-3
第1節 感染症有事のシナリオの考え方	2-3
第2節 対応時期の設定	2-3
第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	2-7
第1節 対策項目の設定	2-7
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	2-9
第4章 対策を実施する上での留意事項	2-11
第1節 通則的事項	2-11
第2節 個別的事項	2-14
第3部 各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	3-1
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	3-14
第3章 まん延防止	3-21
第4章 ワクチン	3-27
第5章 保健	3-41
第6章 物資	3-45
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	3-47
用語の略称	用-1～2
用語の解説	用-3～13

# 第 1 部

## 序 説

第1部は、計画の改定に至った経緯と計画の位置付けを示すとともに、計画全体を通して、新型インフルエンザ等\*対策の実施主体がどのような役割を担うのか、また、計画に基づく対策の実効性の確保のために必要な事項を明らかにするものである。

## はじめに

新型コロナ\*への対応において、県、市町村、医療機関、高齢者施設等\*、保育所等、学校等、消防機関、指定地方公共機関\*、その他の事業者、市民等すべての関係者は、行政が関与する特別な対応の中であって、それぞれが置かれた状況の中で多大な影響を被ることとなった。急速に社会にまん延する感染症による危機というものがどういふものかを、机上の空論ではなくまさに現実のものとして体験し、社会における日常生活の様式が一変したことは、記憶に新しいところである。

国民に必要な医療を届け、生命・健康を守り抜くとともに、生活・社会経済活動への影響の低減と反転攻勢を図ることを目指して、国、県、各市町村、医療機関等が英知を結集し様々な対策を実行してきたが、初期においては手探りの状態で対応が後手にまわることもあった。また、感染症による差別や偏見の歴史が繰り返されてしまった現実も直視しなければならない。

新型インフルエンザ等\*のような未知なる感染症への対策を事前に立てることは、非常に難しい。実際に起きてみないと分からないことがあまりにも多いからである。しかしながら、先般の新型コロナによる感染症危機\*を乗り越える過程で私たちは多くの教訓を得た。政府行動計画及び山梨県行動計画の全面改定を踏まえ、新型コロナを経験した本市が平時に、そして感染症有事に何ができるのか、あるいは何をすべきなのかを、改めて整理する時期が来たところである。

この計画は、事前の想定のとおりにより事が運ばないのが有事であることを念頭に、感染症有事の事態において、本市がどのように対処すべきか、その方策を明らかにするとともに、事態対処を適切に行うための事前の準備行動を併せて示すものである。その内容は、感染症対策に携わる関係者の意見を聴いて改定しており、次の感染症有事において「役に立つ」ことを期するものである。

# 第1章 背景・改定の経緯

## 第1節 感染症危機を取り巻く状況

感染症危機を取り巻く状況は、政府行動計画において次のように解説されている。

---

近年、地球規模での開発の進展により、新興国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症\*等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ\*の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

---

感染症危機は、関係者による多大な尽力により地方特有の疾病がなくなる中、地域内で完結されるものではなく、国内又は海外との関係を強く意識する必要があるものになった。その点において、政府行動計画で解説された感染症危機を取り巻く状況は、まさに本市にも当てはまるものであり、感染症危機を乗り越えるための取組みを平時から進めていく必要がある。

## 第2節 市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

平成25年(2013年)6月、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、令和6年(2024年)7月、新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナウイルス対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症\*による危機に対応できる社会をめざすものである。

また、山梨県(以下「県」という。)においても政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナウイルス対応の経験を踏まえて、令和7年5月に山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)が改定された。

本市では、特措法の制定以前から、平成21年(2009年)5月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験を踏まえ、市民の健康を守り、生活への影響を最小限にとどめることを目的に、平成21年(2009年)9月に「南アルプス市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

さらに、平成25年(2013年)6月に特措法が施行されたことに伴い、翌平成26年12月には本市においても、病原性\*が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とした、より実効性の高い「南アルプス市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を策定した。

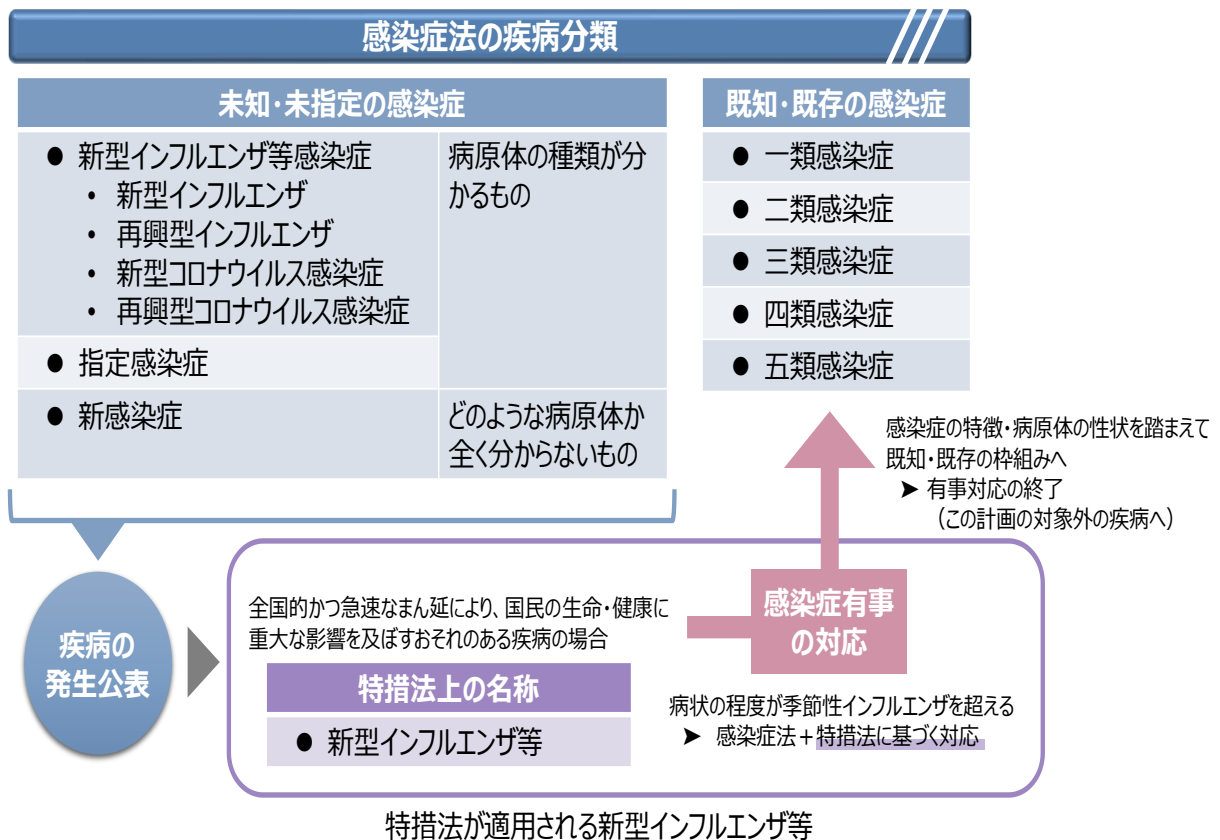
令和6年7月に政府行動計画が、令和7年5月に県行動計画が改定されたことを受け、今般、市行動計画を改定する。

## 第2章 計画の位置付け・理念

### 第1節 計画の位置付け

この計画は、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき市長が感染症有事への備え及び事態対処の方策を定めるものである。このような計画の位置付けにより、計画の期間を設定しないが、政府行動計画に合わせて、おおむね6年ごとに計画を見直すこととする。

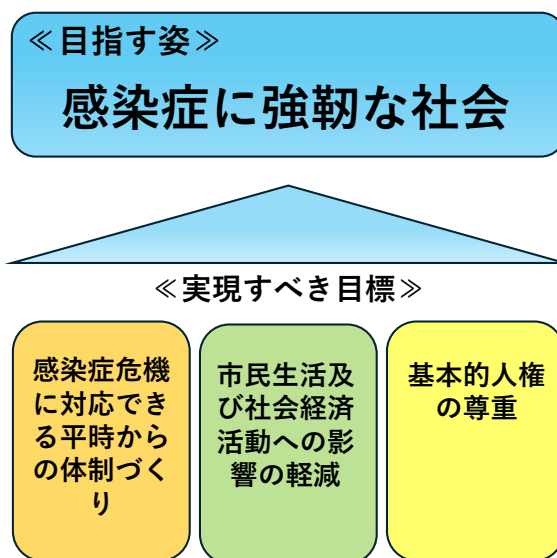
特措法に基づき定める本計画の対象疾病は、同法が適用される新型インフルエンザ等とする。



## 第2節 感染症危機への対処における目指すべき姿と目標

新型インフルエンザ等の感染症危機への対処における目指すべき姿は、県行動計画に掲げる基本理念「感染症に強靱な社会」と同一とする。

目指すべき姿「感染症に強靱な社会」に向けて実現すべき目標を次のように掲げるものとする。



## 第3章 対策の実施主体と実効性の確保

### 第1節 対策の実施主体と役割

新型インフルエンザ等の感染症危機への対策の実施主体は、国、県、市町村、市民、指定地方公共機関等、医療機関、消防機関、検査機関、宿泊施設、保育所等、学校等、高齢者施設等、各分野の関係団体、特定接種登録事業者\*及び一般事業者であり、県行動計画では、国及び県内の関係者は、それぞれ次のような役割を担うものとされている。

主 体	役 割
国	<p>国は、新型インフルエンザ等の発生時に自ら迅速な対策を実施し、地方支援を行い、WHO など国際機関とも連携する。</p> <p>また、ワクチンや治療薬の研究・国際協力を進め、早期開発と確保を図る。平時には計画に基づく準備や訓練を行い、関係省庁と連携して体制を整える。発生時には政府対策本部が方針を決定し、国民や事業者に必要な情報を提供して協力を得ながら対策を推進する。</p>
県	<p>県予防計画に基づき、医療提供体制、検査体制及び宿泊療養*環境の整備や、人材の養成・資質の向上、県型保健所・衛生環境研究所における感染症有事体制*の確保を行う。</p> <p>また、感染症対策連携協議会*を活用して平時から、保健所設置市*の甲府市その他の関係機関と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた取組を計画的に行う。</p> <p>感染症有事の際は、国の基本的対処方針*に基づき、県内の関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p>
甲府市（保健所設置市）	<p>感染症法においては、まん延防止（総合調整*・指示等を除く。）に関し、県と同等の役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行う。</p> <p>感染症有事の際には、これに対応する体制へ迅速に移行し、県と緊密に連携して感染症対策を実行する。</p>
市	<p>住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者*への支援等に関し、市行動計画に定める取組に沿って平時から準備を進める。</p> <p>感染症有事の際には、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携を図る。特に、管轄の保健所との連携を密に行う。</p>

主体	役割
	<p>【保健所の管轄区域】</p> 
市民	<p>平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、換気、咳エチケット*、手洗い等の基本的な感染対策*を実践するよう努める。</p> <p>また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、マスクや消毒薬等の衛生用品、具合が悪いときでも飲食できる食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>感染症有事の際には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</p> <p>また、感染症を原因とした偏見・差別を生じさせないよう努める。</p>

主 体	役 割
指定地方公共機関等	<p>医薬品等の流通、人の輸送、物資の運送等公益的事業を営む者等について、知事が指定する指定地方公共機関は、医療提供を持続可能なものとし、市民の生活・経済を守るために、感染症有事の際には、特措法及び自らの業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。</p> <p>感染症有事への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果や DX（デジタル・トランスフォーメーション）*の推進、リモートワーク（テレワーク）の普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。</p> <p>【県が指定する指定地方公共機関の業種（県計画改定時点の数）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関（11）</li> <li>医療関係団体（5）</li> <li>鉄道事業者（1）</li> <li>旅客自動車運送事業者（2）</li> <li>貨物自動車運送事業者（1）</li> </ul> <p>※ その他、県は、医薬品等の流通に関係する1団体と協定を締結し、当該関係団体は、指定地方公共機関と同等の役割を担うものである。</p>
医療機関	<p>新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定*を締結するとともに、院内感染対策の研修・訓練や個人防護具*等の確保等を平時から推進する。</p> <p>また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（BCP）*の策定及び感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。</p> <p>感染症有事の際には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来*、外出自粛対象者*への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。</p>
消防機関	<p>感染症医療又は通常医療において急を必要とする患者が迅速に医療を受けられるよう、患者を医療機関へ搬送する。</p>
検査機関、宿泊施設	<p>平時に県と協定を締結する検査機関（行政検査を担う医療機関を含む。）は、感染症有事の際には、検査措置協定*に基づき、検査体制を整え、増加する検査の需要に対応する。また、平時に県と協定を締結する宿泊施設は、新型インフルエンザ等の患者等*が療養する場所を確保するため、宿泊施設確保措置協定*に基づき、県からの要請に応じて居室を提供する。</p>
保育所等、学校等、高齢者施設等	<p>新型インフルエンザ等に感染した場合において重症化リスクが高いと考えられる者が利用し、又は感染症の集団発生が起きやすい環境にあることから、平時から感染症の発生の予防及びまん延の防止に努める。</p> <p>特に保育所等や高齢者施設等では、感染症有事に備え、実効性のある業務継続計画（BCP）の策定が求められる。</p>

主 体	役 割
各分野の関係団体	<p>感染症有事の流行初期期間経過後において、協定締結医療機関*（発熱外来）の多くが診療所であり、薬局や訪問看護事業所が自宅療養*の支援で果たす役割も大きい。医療関係団体は、そのような医療資源・地域医療のハブとして重要な役割を担うものである。</p> <p>高齢者施設等は、感染症にかかったときのリスクが高い高齢者や日常生活を営む上で介護、支援又は配慮を要する障害者等が利用する施設・事業所等であり、感染症有事においては、これらの者の生命及び健康を守るために、必要な機能を維持することが求められる。そのような施設・事業所等を取りまとめる関係団体もまた、地域における保健・福祉サービスの円滑な提供において重要な役割を担うものである。</p> <p>生活・経済の分野では、業種ごとに様々な関係団体があり、感染症有事において市民生活や社会経済活動を守るためには、業界が統一的に対応することも求められ、そのような場面において生活・経済の関係団体の果たす役割も大きい。</p> <p>これらの関係団体は、所属する関係機関の業務を取りまとめ、必要な支援を行うほか、新型インフルエンザ等対策に関し、関係機関を代表して県との調整役を担う。</p> <p>また、感染症対策連携協議会を構成する関係団体は、協議結果を尊重し、会員へ周知を行う。</p>
特定接種登録事業者	<p>特措法第 28 条に規定する特定接種*の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、感染症有事においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、職場における感染対策*や重要な業務・事業の継続等の準備を平時から行う。</p> <p>感染症有事の際には、平時に策定した業務継続計画又は事業継続計画*（BCP）に基づき、その業務・事業を継続的に実施するよう努める。</p>
一般事業者	<p>平時から職場における感染対策を行う。</p> <p>市民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための対策の徹底が求められる。このようなことを踏まえ、平時から事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、必要に応じてマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄に努める等の対策を行う。</p>

## 第2節 対策の実効性の確保

この計画に基づく対策の実効性を確保するため、次のような視点で取組を進めるものとする。

### 【EBPM の考え方に基づく対策の推進】

市は、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え時はもとより、平時から感染症有事までを通じて、対策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）\*の考え方（根拠に基づく政策立案）に基づいて新型インフルエンザ等対策を推進する。

### 【新たな感染症危機への備えの機運の維持】

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、また、いつ起きてもおかしくないものである。このため、地震等の災害への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、関係機関による訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、前節に掲げる対策の実施主体全体で、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

### 【多様な主体の参画による実践的な訓練の実施】

関係機関は、訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。このため県及び市は、関係機関による取組が継続的に行われるよう、訓練のテーマに合わせて多様な主体が参加する実践的な訓練を企画・実施する。

### 【市行動計画に基づく取組の定期的なフォローアップと必要な見直し】

市行動計画は、状況の変化を踏まえて、不断の見直しを行うことが重要である。

こうした観点から、本計画に基づく取組について、訓練・研修の実施により改善点を得るとともに、市感染症対策委員会、市新型インフルエンザ等対策会議を活用し、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行う。

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新たな感染症危機となり得る感染症の発生の状況や、本計画が整合性を図るべきこととされる政府行動

計画、県行動計画の見直し状況等も踏まえ、本計画の改定についておおむね6年ごとに必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応の経験を基に、市行動計画について所要の見直しを行う。

## 第2部

対策の実施に関する基本的な方針

第2部では、まずは、新型インフルエンザ等対策がどのような目的で行うものであるかを示す。

次に、新型インフルエンザ等対策を系統的に整理し、対策の実施主体が取り組みやすいようにするために、対策の切替え時期と対策項目を設定する。

更に、新型インフルエンザ等対策を実施する上で理解しておきたい事項を総論的に明らかにすることにより、第3部に示す具体的な取組につなげるものである。

# 第1章 対策の目的と基本的考え方

## 第1節 対策の目的

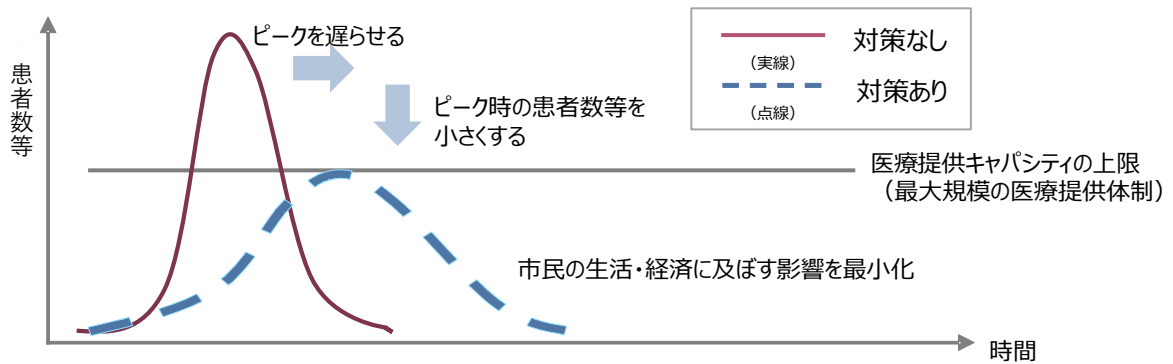
この計画が目指す姿でもある「感染症に強靱な社会」において、新型インフルエンザ等は、常に脅威であり続ける。地震等の災害と同様にその発生を正確に予測することは困難であり、現実が発生した際にも感染の波の幅（流行期間）と高さ（流行規模）がどのように推移するのかを正確に予測することもまた、困難である。

医療提供体制は、病床の確保数や発熱外来数等でみることができが、実際には人員の確保を含む組織力や院内感染対策の実行力等に大きく依存するものであり、使用可能なワクチンや治療薬の有無によっても左右される。感染の波のピークをできる限り遅らせ、波の高さを低くすることで、医療提供体制を強化する時間を確保することができる。一方で、感染症対応が長期化すればするほど、市民の生活や経済に与える影響は深刻なものとなる。加えて、感染の波が高く、確保された医療提供体制で対応できない事態も念頭に置く必要がある。

このようなことを踏まえ、本市の新型インフルエンザ等への対策は、次の2つの目的で行うものとする。

<b>目的1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命・健康を保護</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 流行のピークを遅らせ、医療やワクチン・治療薬による対応のための時間を確保する。</li><li>● 流行のピーク時の患者数等を少なくすることで医療への負荷を軽減し、医療提供体制の強化を図り、治療が必要な患者に適切な医療を提供する。</li><li>● 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。</li></ul>
<b>目的2 市民の生活・経済に及ぼす影響を最小化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 感染拡大防止により、欠勤者等の数を減らす。</li><li>● 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにより、市民の生活・経済への影響を軽減する。</li><li>● 業務（事業）継続計画（BCP）により、医療の提供の業務、又は市民の生活・経済の安定に寄与する事業を維持するよう努める。</li></ul>

## 対策の目的の概念図



## 第2節 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等への対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットといった感染対策が基本である。感染症有事において医療のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、市民や事業者が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や、体温計や一般用医薬品の常備、マスクや食料品・日用品といった物資の備蓄等の準備を平時から行うことが必要である。

新型インフルエンザ等による感染症の有事には、県による外出自粛や施設利用制限の要請、業務縮小による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬・治療法を含む医療対応を組み合わせ、総合的に実施することが必要である。特に医療対応以外の感染対策は、社会全体で取り組むことで高い効果が期待できる。そのため、すべての事業者や市民は職場や家庭での感染予防に自発的に努めるとともに、事業者は重要業務を絞り込み、事業継続のための対策を積極的に検討することが求められる。

この計画の第3部に示す新型インフルエンザ等への対策は、新たな感染症の特徴や病原体の性状、流行の状況、地域の特性等を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、実行可能性、社会・経済活動への影響等を総合的に考慮し、必要な対策を柔軟かつ適切に実施するものである。

## 第2章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

### 第1節 感染症有事のシナリオの考え方

感染症有事のシナリオは、新型インフルエンザといった特定の感染症や新型コロナといった過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、感染症有事の段階に応じて次のように考える。

- 病原体について限られた知見しか明らかになっていない段階では、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 病原体の変異による病原性や感染性\*の変化、これらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化を織り込んだ想定とする。

### 第2節 対応時期の設定

新型コロナ対応の経験を踏まえ、様々な感染症に幅広く対応できるシナリオとして、対応時期を次のように定義する。以下、第1項から第3項までにおいて、時期区分の考え方及び想定シナリオを示す。

なお、対応時期の切り替えのタイミングは県が判断し、市はそれに準じ対策を講じる。

区分	対応時期の定義
準備期	新たな感染症危機の発生前の段階（P）
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（A）
対応期	府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階 <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 封じ込めを念頭に対応する時期（B）</li><li>◆ 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）</li><li>◆ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）</li><li>◆ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）</li></ul>

## 第1項 準備期

### 【時期区分の考え方】

新型コロナの対応において、平時の準備不足が明らかになったことから、平時の重要性を認識するとともに、その取組を充実させる必要がある。このため、平時は、新型インフルエンザ等の感染症有事に備えて必要な取組を行う時期であることをより明確にするため、これを「準備期」として区分する。

### 【想定シナリオ】

この時期では、各種計画の策定・変更や、衛生物資\*の備蓄、感染症危機に対応可能な人材の養成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行うことを想定する。

## 第2項 初動期

### 【時期区分の考え方】

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が海外で発生して以降は、グローバル化により新型インフルエンザ等が時を置かずに世界中へ拡散する可能性が高まっているため、海外発生と国内発生の時期の違いで対応時期を区分する必然性に乏しい。また、感染経路\*を特定できるかどうかという、保健所のサーベイランス\*の部分で時期切替えの目安とすると、それぞれの分野での対策の切替えのポイントと必ずしも一致しないことが新型コロナの経験で明らかとなった。

一方で、新型インフルエンザ等の発生公表\*や基本的対処方針の策定の前後で大きく対策が変わる。ここをターニングポイントとすることで対策の機動的な切替えが可能となる。このターニングポイントの前の時期では、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性\*等）が未知で情報が極めて少ない中であっても、機動的に対処しなければならない。よってこれを「初動期」として区分し、その期間は、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が発生したときから、基本的対処方針が策定・公示されるまでの期間とする。

### 【想定シナリオ】

この時期では、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性\*等）の知見を国内外から収集しつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応することを想定する。

## 第3項 対応期

### 【時期区分の考え方】

初動期の後は、国が基本的対処方針に基づき、感染症危機への対応に必要な事項を示し、県及び市の対策本部が本格的に稼働する時期となる。この時期を「対応期」と区分する。

対応期は、第1節で示した感染症有事のシナリオの考え方を踏まえ、さらに具体的に次の4つのシナリオを想定する。市は、国及び県の方針や判断に沿って対策時期を切り替え、必要な対策を講じる。

- 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

### 【想定シナリオ】

封じ込めを念頭に対応する時期（B）では、県による患者の入院措置や、使用可能な医薬品等による治療、感染リスクのある者の外出自粛に加え、当該感染症の病原性に応じて、市民に対する不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした強度の高い対策を実行することを想定する。

なお、感染症の特徴、病原体の性状等の情報収集・分析により対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）では、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染の波を抑制するための措置等を検討することを想定する。

その際、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮するものとする。なお、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかない場合であっても、社会の状況を適確に把握し、状況に応じて柔軟かつ機動的に対処していくこととする。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを想定する。

なお、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する必要がある。

最終的には、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）を迎える。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

### 第1節 対策項目の設定

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命・健康を保護」及び「市民の生活・経済に及ぼす影響を最小化」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

県が判断するそれぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、次の表右欄の「市対策項目」に記載する7項目を本市の行動計画の主な対策項目とする。

国 対策項目	県 対策項目	市 対策項目
①実施体制	①実施体制	①実施体制
②情報収集・分析	②情報収集・分析	②情報提供・共有、リスク
③サーベイランス	③サーベイランス	コミュニケーション*
④情報提供・共有、リスク コミュニケーション	④情報提供・共有、リスク コミュニケーション	③まん延防止
⑤水際対策*	⑤水際対策、まん延防止	④ワクチン
⑥まん延防止	⑥ワクチン、治療薬・治療	⑤保健
⑦ワクチン	法	⑥物資
⑧医療	⑦医療	⑦市民生活及び地域経
⑨治療薬・治療法	⑧検査	済の安定の確保
⑩検査	⑨保健	
⑪保健	⑩物資	
⑫物資	⑪生活及び経済の安定の	
⑬国民生活及び国民経済 の安定の確保	確保	

各対策項目では、おおむね次のようなことを記載する。

対策項目	記載のあらまし
① 実施体制	市の実施体制と実効性の確保に向けた訓練の実施・人材の養成、関係機関間の連携等について記載
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	情報提供の体制や方法、特にリスクコミュニケーションの手法を活用した発信、偏見・差別や偽・誤情報に関する対応等について記載
③ まん延防止	まん延防止対策の実施体制や状況に応じた対策の内容等について記載
④ ワクチン	予防接種の実施体制の整備や実施方法について記載
⑤ 保健	感染有事における自宅療養者の健康観察*及び生活支援等について記載
⑥ 物資	感染症対策物資の備蓄等について記載
⑦ 生活・経済の安定の確保	市民生活や地域経済活動の安定確保に向けた取組等について記載

各対策項目の具体的な取組は、前章第2節で設定した対応時期の区分に応じて、第3部各章に記載する。

## 第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

次に掲げる事項は、前節で定める対策項目の分野にとらわれない横断的な視点で取組を進めていく必要がある。

### 【行政機関間の連携】

県は、国が定める基本的対処方針に基づき、感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて実施することとされている。

また、市は、住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担うものである。こうした対応を円滑に行うためには、国、県、市の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

更に、地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等を踏まえて新型インフルエンザ等への対応を行う必要があることから、近隣市町村との広域的な連携が重要となるため、行政機関間の連携体制の構築については県が実施する訓練や会議等を通じて平時から積極的に取り組むこととする。特に、市単独での対応が難しい平時の備えについては、市町村間の広域的な連携や、県及び国による支援等により取組を進めることとする。

また、新型コロナの経験を踏まえ、市として新型インフルエンザ等への対応を円滑に行うために特に必要と考えるものについては、国、県への要望等の機会に積極的に意見を出していくこととする。

### 【DXの推進】

近年、感染症に限らず多方面で取組が進みつつあるDX\*（デジタル・トランスフォーメーション）について、国は、新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠であると考えている。

このため、政府行動計画では、国によるDX推進の取組として次のようなものを掲げている。

- 接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築
- 電子カルテ情報の標準化及び感染症発生届との連携並びにワクチン・治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集

- 国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤の整備
- DX 推進に必要となる人材の育成やデータ管理の在り方の検討
- 収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討

こうした情報基盤の構築は、地域独自に進めるよりは、全国一律・一元化の対応が効率的であり、市は国や県が進める新型インフルエンザ等対策の分野での DX の推進に平時から積極的に協力することとする。これにより、感染症有事の際には、新型インフルエンザ等対策を効率よく、かつ効果的に行うことが期待される。

## 第4章 対策を実施する上での留意事項

### 第1節 通則的事項

市は新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、行動計画等に基づき、県及び近隣市町等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すものである。この場合においては、次の事項に留意するものとする。

#### 【平時の備えの充実】

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の視点で取り組むことにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報の収集・共有や分析の基盤となる DX の推進等を国、県と連携して行う。

<b>取組の視点 1-1 感染症有事の際に必要な体制の整備</b>
感染症有事の際に速やかな対応が可能となるよう、指揮命令系統の構築、予防接種及び自宅療養者等への支援体制等を含む感染症有事体制の整備について平時からの取組を進める。
<b>取組の視点 1-2 感染症有事の際に行うべき対策の共有とその準備</b>
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
<b>取組の視点 1-3 関係者や市民等への普及啓発と訓練を通じた不断の点検・改善</b>
感染症危機は必ず起こり得るものであることについて、日頃から普及啓発を行うとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施を通じて、平時の備えについて点検や改善を行う。
<b>取組の視点 1-4 感染事例発生後の迅速な初動の体制整備</b>
未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、県内で初発の感染事例を探知した後、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。
<b>取組の視点 1-5 DX の推進や人材の養成</b>
関係機関の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国及び県と連携した DX の推進のほか、人材の養成や行政機関間の連携といった複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

## 【感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え】

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとり、適切な情報提供・共有により市民の生活・経済への影響を軽減させるとともに、心身ともに健康であることを確保することが重要である。このため、次の視点で取り組むことにより、対策の切替えを柔軟かつ機動的に行い、市民の生命・健康を保護し、市民の生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

### 取組の視点 2-1 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の実施

対策の実施に当たっては、国・県が把握する感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの取り扱い方を整理する。

### 取組の視点 2-2 医療と生活・経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

感染症有事には県が医療体制の速やかな拡充を図りつつ、感染拡大のスピードやピークを現にある医療提供体制で対応できるレベルに抑制することとされている。リスク評価に基づき、感染拡大が対応できるレベルを超える可能性がある場合等には、県と連携し適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民の生活・社会に与える影響にも十分留意する。

### 取組の視点 2-3 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。その際、国、県が提供・共有する対策の切替えの判断の指標や考慮すべき要素に関する情報に留意する。

### 取組の視点 2-4 対策項目ごとの時期区分

柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

### 取組の視点 2-5 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、感染症有事において適切な判断や行動が可能となるようにする。特にまん延防止等重点措置\*や緊急事態措置\*等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### 【基本的人権の尊重】

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法により国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するために必要最小限のものとする。加えて、対策には法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーション\*の観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等に起因する偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による地域社会の分断が生じないよう取り組む。

### 【関係機関相互の連携協力の確保】

市対策本部は、政府対策本部及び県対策本部とともに、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、市は、感染症対策に携わる医療機関、高齢者施設等その他の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等対策を実施する。

### 【感染症危機下の災害対応】

市は、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携して発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等の情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

### 【記録の作成・保存】

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、対応の検証及び今後の対策に資する情報を公表する。

## 第2節 個別的事項

行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施する必要がある。そのため、それぞれの対策項目の目的を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。以下については、第3部に記載する各対策項目に応じた取組を実施する上での留意事項を示すものである。

### 【実施体制】

感染症危機は市民の生活及び健康、市民生活及び社会経済活動に広く大きな影響を及ぼすことから、全市的な問題として取り組む必要がある。国、県、市、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、市においては平時から関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応力を高めておく必要がある。また新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 【情報提供・共有、リスクコミュニケーション】

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

### 【まん延防止】

新型インフルエンザ等の発生時に感染拡大・流行のピークを可能な限り遅らせることで、確保された医療体制で対応可能な範囲に収め、市民の生命及び健康を保護する。

市は、特措法に基づき、まん延防止やまん延防止等重点措置、緊急事態措置の適用がなされた場合には、市民及び事業者等へまん延防止措置への理解促進を図り、国や県の方針に基づき、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

### 【ワクチン】

新型インフルエンザ等の発生時にワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の生命と健康を保護するとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、市は国や県の方針に基づき、関係機関と連携し迅速に接種を進めるための体制整備を行う。

### 【保健】

市は、県や関係機関と連携し、平時から感染症有事に備えた自宅健康観察・生活支援体制を整備する。新型インフルエンザ等発生時には迅速に有事体制へ移行し、県からの要請に基づき健康観察及び生活支援等を行い、市民の生命と健康を保護する。

### 【物資】

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等\*の需要が急激に増加すると見込まれる。これらの物資が不足すると、医療や検査の円滑な実施が困難となり、市民の生命・健康に深刻な影響を及ぼすおそれがある。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関において十分に確保されるよう、平時から備蓄の推進や円滑な供給体制の整備を行うことが重要である。

市は、平時から感染症対策物資等の計画的な備蓄を進めるとともに、有事には必要な物資を確実に確保できるよう体制整備を進める。

### 【市民生活及び地域経済の安定の確保】

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響を及ぼす可能性がある。その影響を最小限に留めるよう、市は、平時から発生時に向けて準備を行う。

現に新型インフルエンザ等が発生した際には、市は、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

## 第3部

### 各対策項目の考え方及び取組

第3部は、第1部及び第2部の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等対策を具体的にどのように行うのかについて、対策項目ごとに、対策の切替え時期を示しつつ、明らかにするものである。

また、ここに記載する各取り組みに対応する市の所属について、文末の〔 〕内にその名称を記載している。

# 第1章 実施体制

## 第1節 準備期

### 【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

### 1-1 市組織体制の整備

#### (1) 行動計画等の作成

- 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、とるべき体制や対策を明確にした市行動計画を作成・変更する。その際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取する。〔健康増進課〕
- 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び感染症有事においても維持すべき業務の継続を図るため、全ての所属において業務継続計画（BCP）を作成・変更する。〔防災危機管理課、全部局〕
- 市は、行動計画や業務継続計画（BCP）の作成・変更に当たっては、関連する他の計画と整合の取れたものとなるように配慮する。〔防災危機管理課、全部局〕

#### (2) 体制整備

- 市は緊急事態宣言\*の対象区域になった場合等感染症有事における業務の種類・量を把握し、当該業務を適正かつ確実に実行できる市対策本部体制及びそのための規定を整備する。〔防災危機管理課、健康増進課〕

#### (ア) 南アルプス市新型インフルエンザ等対策本部

- 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、「南アルプス市新型インフルエンザ等対策本部条例」に基づき、市長を本部長とする「南アルプス市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）の設置に向けた体制をあらかじめ構築す

る。市対策本部では、市民の生命及び健康を保護し、社会機能の維持を図るため総合的に対策を推進する。〔防災危機管理課、健康増進課〕

「南アルプス市新型インフルエンザ等対策本部」の主な構成

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、総合政策部長、市民部長、保健福祉部長、こども応援部長、産業観光部長、建設部長、会計管理者、教育部長、上下水道局長、消防長、議会事務局長
事務局	防災危機管理課、健康増進課

(イ) 南アルプス市新型インフルエンザ等対策会議

- 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係部局が連携、協力して必要な対策を総合的に対応するため「南アルプス市新型インフルエンザ等対策会議要綱」に基づき、保健福祉部長を議長とする「南アルプス市新型インフルエンザ等対策会議」（以下「市対策会議」という。）を設置する。対策会議では、事前準備の進捗を確認し、関係部局間の連携を確保しながら全庁一体となった取組を推進する。〔健康増進課、防災危機管理課、全部局〕

## 「南アルプス市新型インフルエンザ等対策会議」の構成

議長	保健福祉部長
議長代理	福祉総合相談課長
構成員	総務部 総務課長 総合政策部 政策推進課長 市民部 市民活動支援課長 保健福祉部 福祉総合相談課長 こども応援部 子育て支援課長 産業観光部 農政課長 建設部 道路整備課長 教育委員会 教育総務課長 上下水道局 総務課長 消防本部 管理課長
事務局	保健福祉部 健康増進課、総務部 防災危機管理課

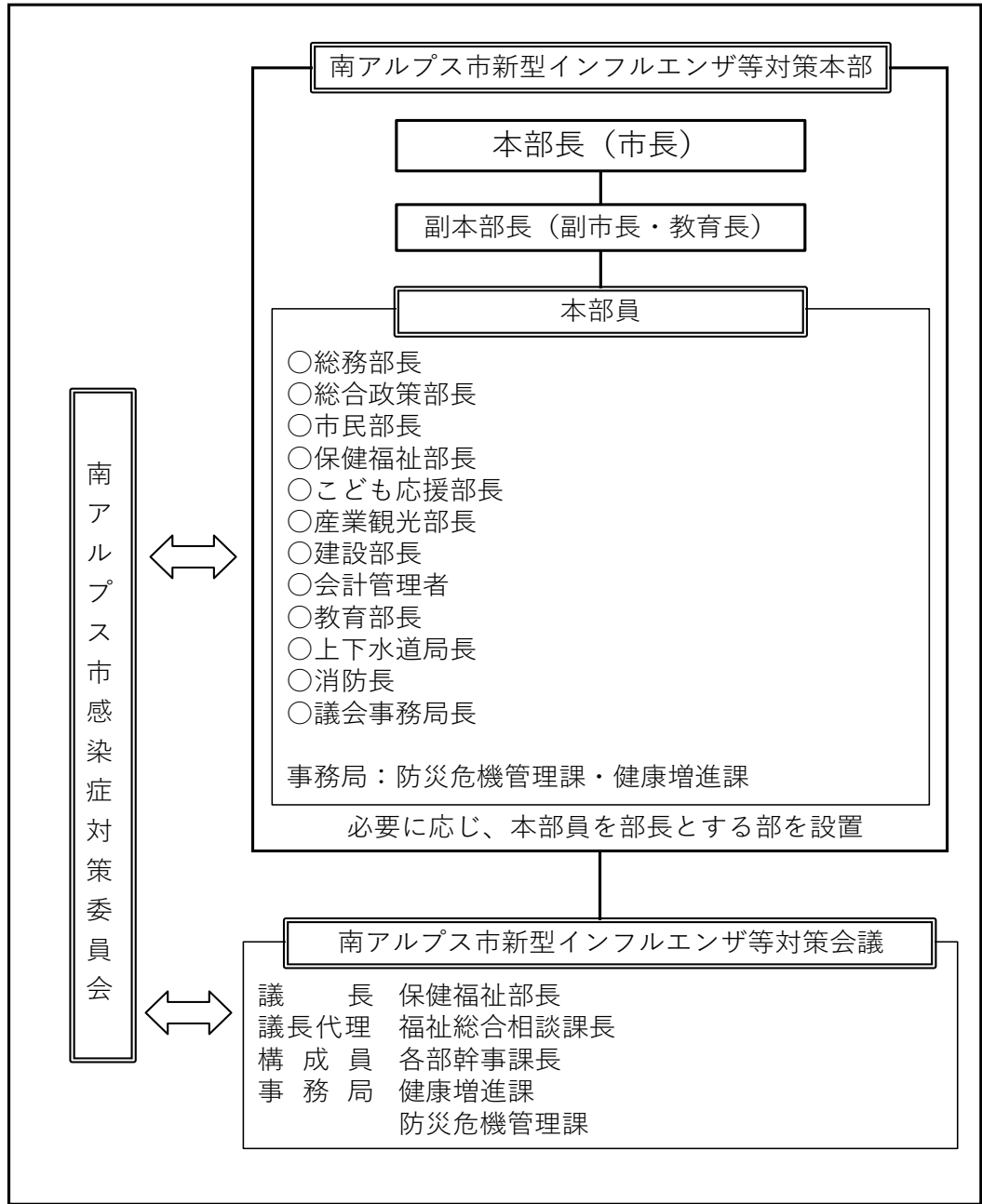
## (ウ) 南アルプス市感染症対策委員会

- 市は、「南アルプス市感染症対策委員会条例」により、感染症予防及びまん延防止の対策を迅速かつ適切に講じるため、「南アルプス市感染症対策委員会」（以下「感染症対策委員会」という。）を設置している。感染症対策は多岐にわたることから、幅広い分野で深く協議できるよう感染症対策委員会は、医師会、校長会、自治会連合会、学識経験者、関係行政機関の職員、その他各種関係団体の代表者で構成される。

感染症対策委員会では、行動計画の作成時や感染症が発生した場合における対策等に際し、医学・公衆衛生に関する学識経験者、その他各分野における有識者の専門的な立場からの意見、助言等を行う。

また、平時からの意思疎通や情報共有により関係機関との連携を密に行い、感染症有事の事態に備える。〔健康増進課、防災危機管理課〕

【南アルプス市新型インフルエンザ等対策組織体制図】



## (オ) 新型インフルエンザ等対策分掌事務

- 新型インフルエンザ等対策の関係部局における分掌事務は、次のとおりとする。各部局において所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対策をあらかじめ決定しておく。又、この分掌事務に基づき事業継続計画（BCP）等を随時見直し、発生状況に応じ対応する。ただし、行動計画によりがたい事項又はどの部局にも属さない事項は、南アルプス市地域防災計画に準じて対応する。〔全部局〕

## 《総務部・監査委員事務局・会計課》

- 1 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営に関すること
- 2 新型インフルエンザ等対策会議の設置及び運営に関すること
- 3 全庁的な組織体制の整備に関すること
- 4 危機管理対策の統括に関すること
- 5 各部局間の総合調整及び統制に関すること
- 6 業務継続に関する総合調整に関すること
- 7 新型インフルエンザ等対策対応業務の人事配置に関すること
- 8 職員の健康管理に関すること
- 9 職員の感染防止対策に関すること
- 10 職員への連絡体制整備に関すること
- 11 感染症対策物資の備蓄、供給に関すること
- 12 自宅療養者への食料品、生活物資の提供に関すること
- 13 予防接種システム等の整備・DX等に関すること
- 14 所管施設における感染防止対策に関すること
- 15 新型インフルエンザ等対策業務への応援に関すること

## 《総合政策部》

- 1 新型インフルエンザ等に関する市の政策の総合調整に関すること
- 2 市民及び関係機関に対する情報提供及び啓発に関すること
- 3 報道機関との連絡調整に関すること
- 4 関連情報の発表にかかる総合調整に関すること
- 5 新型インフルエンザ等の対策実施に関する財政措置に関すること
- 6 所管施設における感染防止対策に関すること
- 7 新型インフルエンザ等対策業務への応援に関すること

## 《市民部》

- 1 市民からの相談対応に関すること

- 2 遺体の埋火葬に関する事
- 3 ごみ処理機能の維持に関する事
- 4 自宅療養者への食料品、生活物資の提供に関する事
- 5 所管施設における感染防止対策に関する事
- 6 新型インフルエンザ等対策業務への応援に関する事

《保健福祉部》

- 1 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営に関する事
- 2 新型インフルエンザ等対策会議の設置及び運営に関する事
- 3 感染症対策委員会の設置及び運営に関する事
- 4 感染症対策の統括に関する事
- 5 感染症に関する情報提供、共有に関する事
- 6 新型インフルエンザ等相談窓口等の設置、運営に関する事
- 7 予防接種実施のための体制整備に関する事
- 8 自宅療養者への生活支援、健康観察\*に関する事
- 9 要配慮者に対する支援に関する事
- 10 感染症危機に対応する人材の育成、訓練の実施に関する事
- 11 所管施設における感染防止対策に関する事
- 12 新型インフルエンザ等対策業務への応援に関する事

《こども応援部》

- 1 保育所等福祉施設利用者、従事者に対する情報提供及び啓発に関する事
- 2 保育所等福祉施設の登所自粛要請等の運営に関する事
- 3 予防接種実施のための体制整備に関する事
- 4 自宅療養者への生活支援、健康観察に関する事
- 5 要配慮者に対する支援に関する事
- 6 所管施設における感染防止対策に関する事
- 7 新型インフルエンザ等対策業務への応援に関する事

《産業観光部・農業委員会・議会事務局》

- 1 家きん等における鳥インフルエンザ等の動向把握、情報収集に関する事
- 2 多数の鳥の不審死等、鳥インフルエンザが疑われる野鳥の調査等の協力に関する事  
と
- 3 観光関係の団体との連絡、調整に関する事
- 4 イベント、行事等の開催方法に関する事

- 5 事業者への支援に関すること
- 6 自宅療養者への食料品、生活物資の提供に関すること
- 7 所管施設における感染防止対策に関すること
- 8 新型インフルエンザ等対策業務への応援に関すること

《建設部》

- 1 所管施設における感染防止対策に関すること
- 2 新型インフルエンザ等対策業務への応援に関すること

《教育委員会》

- 1 児童、生徒及び保護者に対する情報提供並びに啓発に関すること
- 2 児童、生徒の感染対策・健康管理に関すること
- 3 学校等の臨時休業等に関すること
- 4 イベント、学校行事等の開催方法に関すること
- 5 所管施設における感染防止対策に関すること
- 6 新型インフルエンザ等対策業務への応援に関すること

《上下水道局》

- 1 水道供給の安定確保に関すること
- 2 下水道事業の確保に関すること
- 3 所管施設における感染防止対策に関すること
- 4 新型インフルエンザ等対策業務への応援に関すること

《消防本部》

- 1 患者の搬送に関すること
- 2 患者等の救助に関すること
- 3 感染防止に必要な装備・物資等の整備・確保に関すること
- 4 救急・救助等の業務における感染防止に関すること
- 5 所管施設における感染防止に関すること

《各部局共通》

- 1 来庁者・利用者ほか市民・事業者等への情報提供・感染防止啓発に関すること
- 2 所管業務の継続及び縮小に関すること
- 3 サービス水準低下に係る市民への理解促進に関すること

## 1-2 関係機関による体制整備

### (1) その他関係機関の体制整備

- 高齢者施設等は、感染症有事において患者・入所者のみならず、市民の生命と健康を守るため、その機能の維持に必要な業務継続計画（BCP）を作成・変更し、市は、そのために必要な支援等を行う。〔健康増進課、障がい福祉課、介護福祉課〕
- 保育所等、学校等及びその所管課\*は、感染症有事において子どもや職員の感染を予防し、休業等の措置による影響を可能な限り最小化することができるよう、平時から関係機関との連携体制を確認するとともに、休業等の措置への対応方法を検討する。〔健康増進課、子育て支援課、教育委員会〕
- 消防本部は、関係課等との役割分担を踏まえ、感染症有事において感染症患者等の移送に協力するための体制を整備する。〔消防本部、健康増進課〕

## 1-3 実効性の確保

### (1) 感染症対策委員会の活用

- 市は、感染症対策委員会から聴取した意見を参考に、対策の実施を適切に行うことができる体制を整備する。〔防災危機管理課、健康増進課〕
- 市は、市行動計画に基づく感染症有事に備えた対策の実施状況を感染症対策委員会に報告し、これに対する意見を対策へ反映させる等、PDCA\*サイクルによる計画の評価・見直しを行う。〔健康増進課、防災危機管理課〕

### (2) 関係機関との連携強化

- 市は、感染症有事に備え、事態対処を円滑に行うための県及び他市町村との連絡及び連携体制を整備する。〔健康増進課〕
- 市は、感染症や医療、社会経済分野の関係団体や業界団体等と平時から情報交換等を行い、感染症有事に備えて連携体制を整備する。〔健康増進課、関係各課〕
- 市は特定新型インフルエンザ等対策\*の県及び他市町村による代行や応援の具体的な運用について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。〔防災危機管理課、健康増進課〕

### (3) 訓練等の実施・人材の養成

- 市は、速やかに感染症有事体制に移行できるよう、全庁的な研修・訓練を実施し、感染症危機に適切に対応する職員の資質向上を図る。〔健康増進課、防災危機管理課、全部局〕

- 市は県、医療機関等の関係機関と合同で行動計画・業務継続計画（BCP）の内容を踏まえた訓練を実施し、それぞれの役割を明確にするとともに、平時から情報共有及び連携体制を構築する。〔健康増進課、防災危機管理課、関係各課〕
- 市は、県や医療機関による研修も活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等を養成する。〔健康増進課、防災危機管理課〕

## 第2節 初動期

### 【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策会議、市対策本部を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 2-1 南アルプス市新型インフルエンザ等対策会議の開催

- 市は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、状況に応じ、市対策会議を開催する。対策会議では、関係部局間の連携を確保しながら全庁一体となった取組を推進する。〔防災危機管理課、健康増進課、全部局〕

### 2-2 南アルプス市新型インフルエンザ等対策本部への移行

- 市は、県対策本部が設置されたときは、必要に応じて、特措法によらない組織として市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。〔防災危機管理課、健康増進課、全部局〕
- 市は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。〔防災危機管理課、健康増進課、総務課、全部局〕

### 2-3 迅速な対策の実施及び必要な予算の確保

- 市は、市対策本部を設置するかどうかにかかわらず、国が行う財政支援を有効に活用することを検討するとともに、全庁的に必要な対策について検討し、必要に応じて対策に要する経費についての財源を検討する等、所要の準備を行う。〔政策推進課、財政課、関係各課〕

## 第3節 対応期

### 【目的】

病原体の性状や流行状況の変化に応じ、医療ひっ迫や変異株、ワクチン・治療法の開発など大きな変化があった際には、柔軟かつ機動的に対策を切り替え、長期的に持続可能な体制で市民生活と社会経済活動への影響を最小化し、感染症危機に迅速に対応することを目的とする。

### 3-1 様々な事態に対処できる組織体制の構築と運用

#### (1) 市における体制の確保

- 市は、市行動計画及び業務継続計画（BCP）に基づき、新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、人員体制を強化するため、全庁的な対応を推進する。〔防災危機管理課、総務課、健康増進課、全部局〕
- 発生した感染症の感染症法上の位置付けが明確となり、特措法が適用されて政府及び県対策本部が設置され、域内に緊急事態宣言がなされた場合は、市は、特措法及び市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、直ちに市対策本部を設置する。市対策本部では、市民の生命及び健康を保護し、社会機能機能の維持を図るため、情報の集約、共有を行うとともに、対策に係る重要な施策や対応方針を決定する。市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。〔防災危機管理課、健康増進課〕

#### (2) 専門家意見の聴取

- 市は、新型インフルエンザ等対策の実施や医療や公衆衛生、市民生活及び社会経済の分野の専門的な意見を聴取するため、感染症対策委員会を必要時開催する。〔健康増進課、防災危機管理課〕

#### (3) 市対策本部体制の運用

- 市は、市対策本部による感染対策の実施状況や今後の感染症の見通し、とるべき対応等について共有するため、必要に応じて関係部局の会議を開催する。〔防災危機管理課、健康増進課、関係各課〕
- 市は、感染状況、医療のひっ迫状況、生活・経済活動の情報を継続的に収集し、これらの情報や国及び県の基本的対処方針を庁内及び関係機関と共有する。〔防災危機管理課、健康増進課〕

- 市は、国及び県の基本的対処方針が変更された場合には、庁内・関係機関へ速やかに周知するとともに、対策の変更や必要な施策を随時検討する。〔防災危機管理課、政策推進課、健康増進課〕

### 3-2 関係機関との連携の強化

- 市は、新型インフルエンザ等の対応に関する情報を随時収集し、市における対策が円滑に進むよう、必要に応じ市から中北保健所へ職員（リエゾン\*）を派遣する。〔人事課・健康増進課〕
- 市は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整が必要と認める場合は、県に総合調整を行うよう要請する。〔防災危機管理課、健康増進課〕
- 市は、新型インフルエンザ等への対応が停滞することがないように、県、他市町村、医療機関等の関係機関、関係団体等と緊密に連携し意思疎通を図る。〔防災危機管理課、健康増進課〕

### 3-3 実施体制の維持

- 市が新型インフルエンザ等のまん延により事務の全部又は大部分を行うことができなくなると認める場合は、市は県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行の要請を行う。〔防災危機管理課、人事課〕
- 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施する。〔人事課〕
- 市は、国の財政支援を有効に活用することにより、対策に必要な財源を確保する。〔財政課、政策推進課、関係各課〕

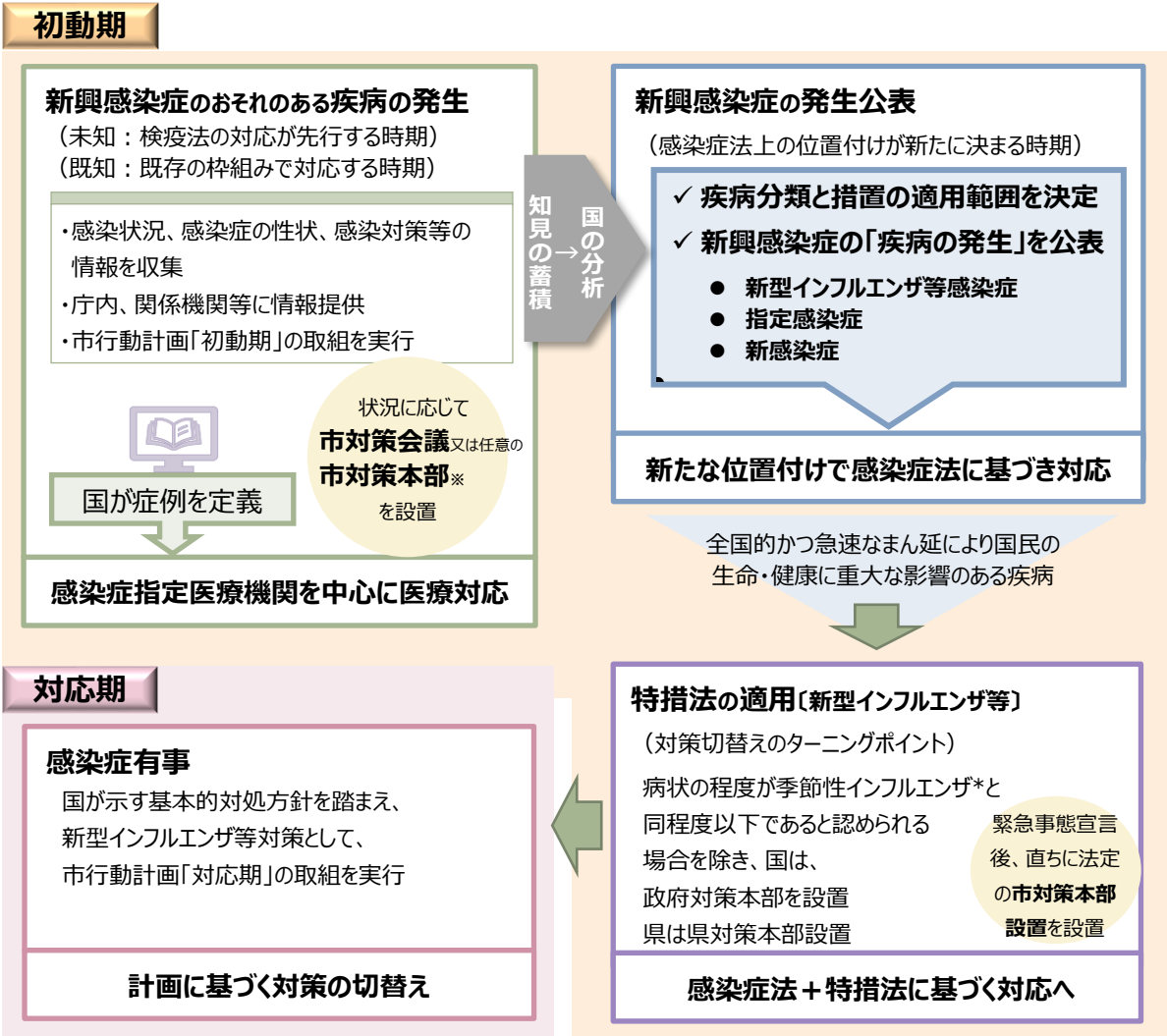
### 3-4 関係機関における業務継続

- 医療機関、高齢者施設等は、自らの業務継続計画（BCP）に基づき、その機能を維持し、市は、当該施設等に従事する職員等が偏見・差別等を受けることのないよう特段の対応を行う。〔防災危機管理課、健康増進課、障がい福祉課、介護福祉課〕
- 消防本部は、増加する救急患者に適切に対応する体制を確保する。〔消防本部〕

### 3-5 市対策本部体制の終了

- 市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。ただし、本部体制で対応すべき事態が継続している場合には、特措法によらない組織として市対策本部体制を維持する。〔防災危機管理課、健康増進課〕

感染症有事へ移行する際に適用される法律と対応



※ 初動期の市対策本部は、初動期に市内感染事例が確認される等、対策会議の枠組みを超えて、政府対策本部の設置よりも早く全庁体制に移行する必要があると認めるときに設置

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

#### 1-1 情報提供・共有の体制整備

- 市は、感染症有事において、信頼性のある一貫した情報提供・共有を行うことができるよう必要な体制を整備する。〔健康増進課〕
- 市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、感染症有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時から感染症に関する情報提供・共有においても適切に配慮する。〔健康増進課、関係各課〕
- 市は、新型インフルエンザ等の発生時に市民等からの相談に応じるための市の相談窓口等を円滑に設置するための体制・手順等を確認する。〔健康増進課、市民活動支援課〕
- 市は、市民等が理解しやすい情報提供を行うため、リスクコミュニケーション等に関する研修や実践による職員の資質向上を図る。〔健康増進課、秘書課、人事課〕

### 1-2 感染症に関する情報提供・共有

- 市は、情報提供・共有に当たっては、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを啓発する。〔健康増進課〕
- 市は、地域における感染拡大の起点となりやすい保育所等、学校等、重症化リスクが高いと考えられる高齢者施設等を所管する関係課と感染症対策部局とが相互に連携して感染症や公衆衛生対策について関係者に分かりやすく情報提供・共有する。〔健康増進課、福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課、子育て支援課、こども家庭センター、教育委員会〕
- 市は、自らの情報提供・共有が市民等の有用な情報源としてその認知度・信頼度が一層向上するよう、科学的根拠に基づく情報の発信等に取り組む。〔健康増進課、関係各課〕
- 市は、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控える事や、やまなし救急安心センター（＃7119）、小児救急医療相談（＃8000）を利用する事等、平時から救急車の適正利用を促進する。〔健康増進課、消防本部〕

### 1-3 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発

- 市は、感染者やその家族、勤務先等の所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得るだけでなく、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを平時から普及啓発する。〔健康増進課、関係各課〕
- 市は、平時から、科学的根拠に基づいた情報を繰り返し発信するとともに、科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状況に応じ、各種媒体（Web、SNSのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を活用して偽・誤情報に関する注意喚起を行う。〔健康増進課、関係各課〕

## 第2節 初動期

### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 2-1 情報提供・共有

#### (1) 情報提供・共有の方法

- 市は、各種媒体（Web、SNS のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を利用し、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策等の感染症情報を市民向けに分かりやすく発信する。〔健康増進課、関係各課〕
- 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。〔健康増進課、関係各課〕
- 市は、準備期に検討した情報提供・共有の方策を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。〔健康増進課、関係各課〕

#### (2) 情報提供・共有の内容

- 市は、国が開設する国・地方公共団体等の情報等を総覧できる Web サイトを市民等に情報提供・共有する。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、国が作成した一般向け Q&A を各種媒体（Web、SNS 等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）で情報提供・共有する。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することも含め、感染拡大防止のための行動変容\*に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。〔健康増進課、秘書課〕

- 市は、市民等に対し、地域の医療提供体制や医療機関受診の方法及び、救急医療のひっ迫を回避するために、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控えることや、#7119・#8000を利用すること等、救急車の適正利用について周知する。〔健康増進課、消防本部〕

## 2-2 双方向のコミュニケーション

- 市は、国による地方公共団体向け Q&A の配布等を機に市相談窓口等を設置するとともに、寄せられた意見や SNS の動向により情報の受け手の関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施する。〔健康増進課、秘書課〕

## 2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- 市は、感染者やその家族、勤務先等の所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げになること等を発信する。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、その時点で得られた科学的根拠に基づいた情報を発信し、市民等が正しい情報を入手できるよう努める。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、偏見・差別等に関する県、国、NPO 等の相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。〔健康増進課、秘書課〕

### 第3節 対応期

#### 【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

#### 3-1 情報提供・共有

##### (1) 情報提供・共有の方法

- 市は、各種媒体（Web、SNS のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）により情報提供・共有を図る。〔健康増進課、関係各課〕
- 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。〔健康増進課、秘書課、関係各課〕
- 市は、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。〔健康増進課、関係各課〕

##### (2) 情報提供・共有の内容

- 市は、引き続き、国が開設する国、地方公共団体等の情報等を総覧できる Web サイトを市民等に情報提供・共有する。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策といった感染症情報を市民等に分かりやすく発信する。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することから、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。〔健康増進課、秘書課〕

- 市は、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えるといった県民への救急車の適正利用や#7119・#8000の利用の促進により救急搬送・救急医療提供体制の維持を図る。〔健康増進課・消防本部〕

### 3-2 双方向のコミュニケーション

- 市は、国が作成・改訂した一般向けQ&AをHP等で情報提供するとともに、市相談窓口等の体制を強化する。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、市に寄せられた意見等やSNSの動向等を通じて市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施する。〔健康増進課、秘書課〕

### 3-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- 市は、偏見・差別等は許されるものではなく法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染対策の妨げになること等について情報提供・共有を図る。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、科学的根拠に基づいた情報を発信し、市民等が正しい情報を入手できるよう対処する。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、偏見・差別等に関する市、県、国、NPO等の相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS等のプラットフォーム事業者に対して必要な協力・要請等を実施する。〔健康増進課、秘書課〕

### 3-4 リスクコミュニケーションを活用した説明

#### (1) 封じ込めを念頭に対応する時期

- 市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、県及び市が行う感染対策等の根拠を丁寧に説明する。〔健康増進課、関係各課〕

#### (2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

- 市は、県が感染拡大防止措置等を見直す場合には、市民等に対し従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明する。〔健康増進課、関係各課〕

【重症化しやすい特定の層への配慮】

- 市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、措置の強度等が異なることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。〔健康増進課、関係各課〕
  - 市は、特に影響の大きい年齢層を重点的に、リスク情報及びリスク情報に基づく対策等について、理解・協力を得るため丁寧に説明し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図る。〔健康増進課、関係各課〕
- (3) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期
- 市は、特措法によらない医療提供体制や基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点を県や県の専門家の知見を活用し、市民・関係者に対し丁寧に説明する。〔健康増進課、秘書課〕
  - 市は、順次広報体制を縮小する。〔健康増進課、秘書課〕

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、現在の医療提供体制で対応できる様、感染拡大のスピードや感染拡大を抑制する事で、市民の生命と健康を保護する。その為には、国や県、関係機関と連携し迅速かつ的確な対応を取ることが求められるため、平時から対策を講じるために必要な指標やデータ等の収集を行う。また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解を得られるよう平時から取り組む。

#### 1-1 まん延防止対策を実施するための体制整備

- 市は、地域のまん延防止対策を推進する立場から、感染症有事においても業務を継続することができるよう、業務継続計画（BCP）を見直し、発生状況に応じて大規模災害と同様に対応する。ただし、どの部局にも属さない事項は、南アルプス市地域防災計画に準じて対応する。〔健康増進課、防災危機管理課、全部局〕
- 市は、事業者、関係機関・関係団体においても、感染拡大により従事者・従業員の欠勤が多数発生することや、まん延防止対策により業務・事業の継続に大きな影響があることを考慮した実効性のある業務（事業）継続計画（BCP）を策定するよう平時から要請する。〔健康増進課、防災危機管理課、関係各課〕

#### 1-2 まん延防止対策の効果を高める環境の整備

- 市、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、時差出勤等の実施等、基本的な感染症対策を推奨する。また、感染症有事において、自らの感染が疑われる場合は、県が運営する相談センター\*に連絡し相談すること、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等、とるべき対応等について、平時から理解の促進を図る。〔健康増進課、教育委員会、こども応援部、関係各課〕

## 第2節 初動期

### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードを抑制し、医療提供体制等の整備を行う時間を確保する。また、感染が市内に拡大した場合に、確保された医療提供体制で対応可能となるように、市内でのまん延防止やまん延時の迅速な対応が取れるよう準備等を行う。

### 2-1 まん延防止対策の準備

- 市は、県内及び市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、県と連携して患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者\*への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導への協力等）の確認を進める。〔健康増進課〕
- 市は、国からの要請を受けて、業務（事業）継続計画（BCP）に基づく対応を準備する。〔防災危機管理課、全部局〕

## 第3節 対応期

### 【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響が大きい事も考慮する。

緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、状況に応じて対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

### 3-1 封じ込めを念頭に対応する時期のまん延防止対策

県は、感染症指定医療機関\*等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する県民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずるとしている。このため、市は、国の基本的対処方針や県の対応方針を踏まえ、必要な措置を次のように講じる。

#### (1) 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等患者や濃厚接触者への対応

- 市は、県が行う患者や濃厚接触者への外出自粛要請等の措置について、市民等へ周知を行う。〔健康増進課・秘書課〕

#### (2) 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

##### 【基本的な感染対策に係る要請の周知】

- 市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やリモートワーク（テレワーク）、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じその徹底を周知する。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、県が実施する集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等感染リスクが高まる場所等への外出自粛の要請等について市民等に周知する。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、県が実施する緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態\*において生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを市民等へ要請することを周知する。〔健康増進課、秘書課〕

#### (3) 事業者や学校等に対する要請等

**【基本的な感染対策の協力要請】**

- 市は、県が事業者に対して、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診勧奨、出勤が必要な者以外のリモートワーク（テレワーク）の実施、こどもの通う保育所・学校等が臨時休業時における保護者である従業員へ配慮等を要請する際、その取組に協力する。〔健康増進課、防災危機管理課、関係各課〕
- 市は、県が実施する新型インフルエンザ等の集団発生施設や感染リスクの高い不特定多数の者が集まる施設に対し、基本的な感染対策の徹底を要請する際、必要な協力を行う。〔健康増進課、防災危機管理課、関係各課〕
- 市は、県が医療機関や高齢者施設等、感染リスクの高い者が利用または入所する施設に対し感染対策の強化を要請する際、必要な協力を行う。〔健康増進課、障がい福祉課、介護福祉課、関係各課〕

**【事業者・学校等への特別の要請等】**

- 市は、まん延防止のために必要な措置によって影響を受けた事業者を支援するため、財政上の措置やその他の必要な措置を講ずることを検討する。その際には、国や県の予算措置の状況を踏まえ、国庫支出金を活用することや、他事業者との公平性の観点や円滑な執行等が行われること等に留意する。〔財政課、政策推進課、関係各課〕
- 市は、県が事業所、学校、高齢者施設等の施設に対し、施設の使用制限、感染症対策の強化等を要請した場合、それに協力する。〔健康増進課、障がい福祉課、介護福祉課、教育委員会、関係各課〕

**【医療・保健福祉・教育における対策強化とその影響への配慮】**

- 市は、県が医療機関や高齢者施設等に対し行う、感染症の性状を踏まえた感染防止対策に関する情報提供に協力する。〔健康増進課、障がい福祉課、介護福祉課〕
- 市は、感染状況や病原体の性質を踏まえ、こどもへの影響や家庭からの感染リスクにも配慮しつつ、学校等、保育所等での感染対策を進める。施設への情報提供・共有を行い、必要に応じて学級閉鎖や休校を要請する。また感染状況が改善せず、こどもの感染・重症化リスクが高い場合には、学校施設の使用制限等も検討し、感染拡大を防止する。〔健康増進課、防災危機管理課、子育て支援課、教育委員会〕
- 市は、通所介護事業所等が休業する場合には、自宅での家族等による付き添いのほか、サービスの利用を継続する必要がある要介護者等については訪問介護等を活用した対応を検討する。〔障がい福祉課、介護福祉課〕

### 3-2 病原体の性状等に応じて対応する時期の対策の切替え

市は、県が病原体の性状や臨床像\*等に関する情報の分析・リスク評価等により判断した対策の切り替え時期に準じ、次のように対策を切り替える。

#### (1) 病原性及び感染性がいずれも高い場合

- 市は、新型インフルエンザ等にかかった場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性が高い場合は、感染者数の増加により医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき必要な対策を実施する。〔健康増進課、関係各課〕

#### (2) 病原性が高く、感染性が低い場合

- 県は、新型インフルエンザ等にかかった場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指すとしている。市は、県の方針に基づき必要な対策を実施する。〔健康増進課、関係各課〕

#### (3) 病原性が低く、感染性が高い場合

- 県は、新型インフルエンザ等にかかった場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、自宅療養等の体制を確保することで対応するとしている。市は、県の方針に基づき必要な対策を実施する。〔健康増進課、防災危機管理課、関係各課〕

#### (4) こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

- 市は、こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、保育所等、学校等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策とする。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、保育所、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。〔健康増進課、防災危機管理課、子育て支援課、こども家庭センター、教育委員会〕
- 市は、こどもの生命及び健康を守るため、地域の感染状況等に応じて、学級・学年閉鎖や休校等の臨時休業を適切に行うよう要請を行う。〔教育委員会、子育て支援課〕

### 3-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の対策の切替え

- 市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと県が判断した場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への準備を行う。〔健康増進課、関係各課〕
- 市は、病原体の変異等により、ワクチンや治療薬等による対応力を超えて病原性や感染性が高まると県が判断した場合には、そのリスクに応じて、3-2に記載した考え方にに基づき対策を講ずる。その際、対策の長期化に伴う市民生活、社会経済への影響を勘案しつつ、実効性のあるまん延防止対策を検討する。〔健康増進課、関係各課〕

### 3-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対策

- 市は、県が実施するまん延防止対策の評価を踏まえ、必要に応じ、次の感染症に向けた対策の改善等を検討する。〔健康増進課、防災危機管理課〕

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応した円滑なワクチン接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

#### 1-1 ワクチンの接種に必要な資材

- 市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。〔健康増進課〕

表1. ワクチン接種に必要な主な資材

【準備品】	【医師・看護師用品物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品（接種会場の救急体制を踏まえ準備）	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・血圧計等</li> <li>・静脈路確保用品</li> <li>・輸液セット</li> <li>・生理食塩水</li> <li>・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul>	<b>【文房具類】</b> <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<b>【会場設営物品】</b> <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バック・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

## 1-2 ワクチンの供給体制

- 市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送業者のシステムへ事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチン供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。〔健康増進課〕

## 1-3 接種体制の構築

### 1-3-1 接種体制

- 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、平時から医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に向けた検討を行い、必要な訓練を実施する。〔健康増進課、こども家庭センター、人事課〕

### 1-3-2 特定接種

- 特定接種とは、特措法第28条の規定に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に政府対策本部長の指示により行う予防接種であり、その対象は、次のように区分される。

区分	対象機関・事業所等
A 医療分野	新型インフルエンザ等医療を担う医療機関
	重大・緊急医療を担う医療機関
B 国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉事業所
	指定公共機関の事業所
	医薬品卸売販売業、医薬品等製造業、銀行業、鉄道業、道路旅客運送業など、指定公共機関と同類型業種の事業所
	石油・鉱物卸売業、熱供給業など、社会インフラ型業種の事業所
	飲食料品小売業、冠婚葬祭業、廃棄物処理業など、国民の生活に密接に関連する業種の事業所
C 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員	県・市町村対策本部や保健所、地方衛生研究所*、地方議会など、新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者
	警察や消防など、国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者

- 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員を対象とする特定接種については、原則として集団的な接種によることになるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。〔健康増進課、こども家庭センター、人事課〕
- 市は、県と連携し、特定接種の対象となる国民生活・国民経済安定分野の業務を行う事業所による登録申請を当該事業者にも周知する。〔健康増進課、関係各課〕
- 市は、国からの要請に基づき、県と連携し特定接種登録事業者に対し、接種体制を円滑に構築するために必要な事項を周知する。〔健康増進課、関係各課〕
- 市は、県と連携し特定接種登録事業者による業務（事業）継続計画（BCP）の作成を支援する。〔健康増進課、関係各課〕

### 1-3-3 住民接種

- 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から迅速な予防接種等を実現するため、以下（1）～（3）の準備を行う。〔健康増進課〕
  - （1） 市は、国又は県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。〔健康増進課、こども家庭センター、総務課、人事課〕
  - （2） 市は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する住民が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行う等接種体制の構築に向けた準備を平時から行う。〔健康増進課、こども家庭センター〕
    - i 接種対象者数
    - ii 市の人員体制の確保
    - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
    - iv 接種場所の確保〔市内医療機関、健康福祉センター、市内体育館等〕及び運営方法の策定
    - v 接種に必要な資材等の確保
    - vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
    - vii 接種に関する住民への周知方法の策定

(3) 市は、表2に基づき医療従事者や高齢者施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを平時に行う。また、高齢者支援施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係課と連携し、これらの者への接種体制を検討する。〔健康増進課、障がい福祉課、介護福祉課、こども家庭センター〕

表2. 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者 <sup>※</sup>	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

○ 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集

めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、医師会等の協力を得てその確保を図る。個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。〔健康増進課〕

- 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光等適切な状況を維持できるよう配慮する。〔健康増進課〕
- 市は、円滑な接種の実施のため、予防接種関係システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。〔健康増進課〕
- 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。〔健康増進課、教育委員会〕

#### 1-4 情報提供・共有

##### 1-4-1 住民への対応

- 市は、平時を含めた準備期において、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供等、双方向的な取組を進める。〔健康増進課、こども家庭センター、子育て支援課、教育委員会〕

##### 1-4-2 市における対応

- 市は定期予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。〔健康増進課〕

##### 1-4-3 庁内部署との連携

- 市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び市保健福祉部と関係部局が連携及び協力して予防接種を推進できるよう平時から体制強化に取り組む。〔健康増進課、関係各課〕

## 1-5 DXの推進

- 市は、市が活用する予防接種関係システムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。〔健康増進課、管財課〕
- 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。〔健康増進課〕
- 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備を行う。〔健康増進課〕
- 市は、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や接種対象者、接種順位の在り方等の基本情報について Web サイトや SNS を通して情報提供・共有を行い、市民の理解促進を図る。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、予防接種の接種記録や副反応疑い報告等を迅速かつ正確に管理するために国が基盤整備する予防接種事務のデジタル化・標準化に協力する。〔健康増進課、管財課〕

## 第2節 初動期

### 【目的】

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかに接種体制が整備できるよう必要な準備を進める。

### 2-1 接種体制

#### 2-1-1 接種体制の構築

- 市は、国から提供されたワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を踏まえ、予防接種体制の構築等の業務を担うワクチン専従組織の立ち上げを検討する。〔健康増進課、関係各課〕
- 市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制構築の準備を行う。〔健康増進課〕

#### 2-1-2 ワクチンの接種に必要な資材

- 市は、第1節において、必要と判断し準備した製剤について、適切に確保する。〔健康増進課〕

### 2-2 予防接種

#### 2-2-1 特定接種

- 市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。〔健康増進課〕

#### 2-2-2 住民接種

- 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。〔健康増進課〕
- 接種の準備に当たっては、予防接種業務担当の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理等を担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。〔健康増進課、総務課、人事課〕
- 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、

業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、調整を要する高齢者施設等及びその被接種者数を関係課と健康増進課が連携し行うことを検討する。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター等、外部委託できる業務については積極的に外部委託する等、業務負担の軽減策も検討する。〔健康増進課、障がい福祉課、介護福祉課、総務課、人事課〕

- 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町、市内医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、市体育館、学校等公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。〔健康増進課・教育委員会〕
- 市は、高齢者施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の保健福祉部局、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。〔健康増進課、福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課〕
- 市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。〔健康増進課、管財課〕
- 市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。〔健康増進課、総務課、人事課〕
- 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、医師会、市内医療関係者や市消防本部と接種会場での救護体制を整備する。〔健康増進課、消防本部〕
- 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じ

る。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談をする。〔健康増進課〕

- 感染予防の観点から、感染経路の設定に当たっては、ロープ等により進行方向に一定の流れを作ることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることのないように配慮する。また会場確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保し、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。〔健康増進課〕

## 第3節 対応期

### 【目的】

国や県の方針に基づき、構築した接種体制に基づき接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### 3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。〔健康増進課〕
- 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。〔健康増進課〕
- 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。〔健康増進課〕
- 市は、居住する市町村以外においても予防接種が可能となるよう、全国の医療機関や市町村、都道府県が締結する集合的な契約に参加する。〔健康増進課〕

### 3-2 予防接種体制

- 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。〔健康増進課、こども家庭センター、総務課、人事課〕
- 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国や県の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、国及び県と連携して連携して、接種体制の継続的な整備に努める。〔健康増進課〕

#### 3-2-1 特定接種

##### 3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

- 市は、国や県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対し、集

団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。〔健康増進課、こども家庭センター、人事課〕

### 3-2-2 住民接種

#### 3-2-2-1 住民接種の接種順位の決定

- 市は、国や県による接種の順位に係る基本的な考えに基づき、接種対象者の順位付けを行う。〔健康増進課〕

#### 3-2-2-2 予防接種実施体制の確保

- 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を確保する。〔健康増進課〕
- 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。〔健康増進課〕
- 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。〔健康増進課〕
- 市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知し、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。〔健康増進課〕
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。〔健康増進課、障がい福祉課、介護福祉課〕
- 市は、高齢者施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市関係部局、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。〔健康増進課、障がい福祉課、介護福祉課〕
- 市は、居住する市町村以外においても予防接種が可能となるよう、全国の医療機関や市町村、都道府県が締結する集合的な契約に参加する〔健康増進課〕
- 市は、変異株の出現により追加接種が必要な場合において混乱なく円滑に接種が進められるよう国と連携して接種体制を継続的に整備する。〔健康増進課〕

## 3-2-2-3 接種に関する情報提供・共有

- 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。〔健康増進課、管財課、秘書課〕
- 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。〔健康増進課、管財課〕
- 市は、接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報への掲載等、紙での周知を実施する。〔健康増進課、管財課、秘書課〕
- 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。〔健康増進課、秘書課〕
- 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口等、必要な情報提供を行うことも検討する。〔健康増進課〕
- 市は、広報に当たっては次のような点に留意する。
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。〔健康増進課、秘書課〕
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
  - c 接種の時期、方法等、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。
- 市は、特定接種に係る対応として、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。〔健康増進課〕
- 市は、住民接種に関わる市民からの相談に応じる。〔健康増進課〕
- パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。〔健康増進課、秘書課〕

## 3-2-2-4 接種体制の拡充

- 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて健康福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討するほか、市関係部局や医師会等と連携し、接種会

場での接種が困難な高齢施設等の入所者等の接種体制を確保する。〔健康増進課、課障がい福祉課、介護福祉課〕

### 3-2-2-5 接種記録の管理

○ 国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。〔健康増進課、管財課〕

### 3-3 健康被害救済

○ 市は、予防接種を受けるかどうかの判断を正しい情報に基づいて行えるよう、ワクチンの有効性及び安全性、接種の対象者・回数、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法等国から提供された情報を、医療関係者や施設関係者、事業者、市民等へ周知するとともに、予防接種に係る不安や疑問の解消に資するため、必要に応じ相談窓口を設置する〔健康増進課〕

○ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。〔健康増進課〕

○ 市は、特定接種（自らが実施主体となる予防接種に限る。）及び住民接種について、国により予防接種との因果関係を否定できないと認定された健康被害を救済する。〔健康増進課〕

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 【目的】

市は、感染症有事において県からの協力要請を受け、健康観察や生活支援を適切に行うための体制整備を県及び庁内関係各課、関係機関と連携し進める。

#### 1-1 保健分野における体制の整備、連携体制の構築

- 市は、県や保健所が主催する市町村、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関等を含めた会議や研修等に参加し、円滑な患者情報の共有等の連携強化に取り組む。  
〔健康増進課、防災危機管理課〕
- 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県・保健所・医療機関・消防等関係機関等と意見交換や必要な調整を通じ連携を強化する。〔健康増進課〕
- 市は、感染症有事においても、地域における在宅介護・看護サービス及び施設介護サービスが継続的に提供されるよう、平時から地域包括ケアシステムの充実に向けて、高齢者施設等、訪問介護・訪問看護事業所、介護支援専門員・相談支援専門員が所属する施設等との連携の取組を進める。〔健康増進課、障がい福祉課、介護福祉課〕
- 市は、感染症有事に県からの協力要請により自宅療養者に対する健康観察及び生活支援を行う実施体制を整備する。〔健康増進課、防災危機管理課、福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課、こども家庭センター〕
- 市は、新型インフルエンザ等により患し、入院、宿泊療養、自宅療養をする患者の同居家族に生活支援を要する高齢者や障がい者等がいる場合に備え、県と情報共有し、高齢者施設等関係機関と連携し必要な支援を行う体制を整備する。〔健康増進課・危機管理課・障がい福祉課・介護福祉課・関係各課〕

## 第2節 初動期

### 【目的】

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。市行動計画及び県の動向に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

### 2-1 感染症有事体制への移行準備

- 市は、感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染力、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達・準備及び人員体制の確保等、感染症有事体制への移行の準備を進める。〔健康増進課、防災危機管理課〕

### 2-2 相談センター等の周知

- 市は、症例定義\*に当てはまる有症状者等が相談センターに相談することが、新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のために重要であることを踏まえ、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染を疑う行動歴や症状がある場合は、県が保健所に設置する相談センターへ相談するよう周知する。〔健康増進課〕

## 第3節 対応期

### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、準備期に整理した県及び関係機関との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染症、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

### 3-1 流行初期における保健の対応

#### （1）相談センターによる受診相談

- 市は、県と協力し、地域の医療提供体制や県が運営する相談センターを通じた医療機関への受診方法等について市民等に周知する。〔健康増進課、秘書課、関係各課〕

### 3-2 流行初期期間経過後における保健の対応

#### （1）市民への周知

- 市は、引き続き、県が運営する相談センターについて、感染したおそれのある者が、速やかに発熱外来の受診につなげられるよう、その取組を周知する。〔健康増進課、秘書課、関係各課〕
- 市は、感染症の特徴や病原体の性状、新型インフルエンザ等への対応力の高まりなどを踏まえ、感染症以外の疾患にかかる健康診断・検診や受診を控えることがないよう周知を行う。〔健康増進課・秘書課・関係各課〕

#### （2）健康観察・生活支援

- 市は、県が実施する健康観察に協力する。〔健康増進課〕
- 市は、県と連携し、要配慮者の健康観察、健康観察に使用するパルスオキシメータ等の配布に協力する。〔健康増進課、防災危機管理課、福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課、こども家庭センター〕
- 市は、県から当該患者や濃厚接触者等に関する情報等の提供を受けて、関係機関と連携し、自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、要配慮者への食事の提供、当該患者等又は県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健・福祉サービス等の提供を行う。〔健康増進課、防災

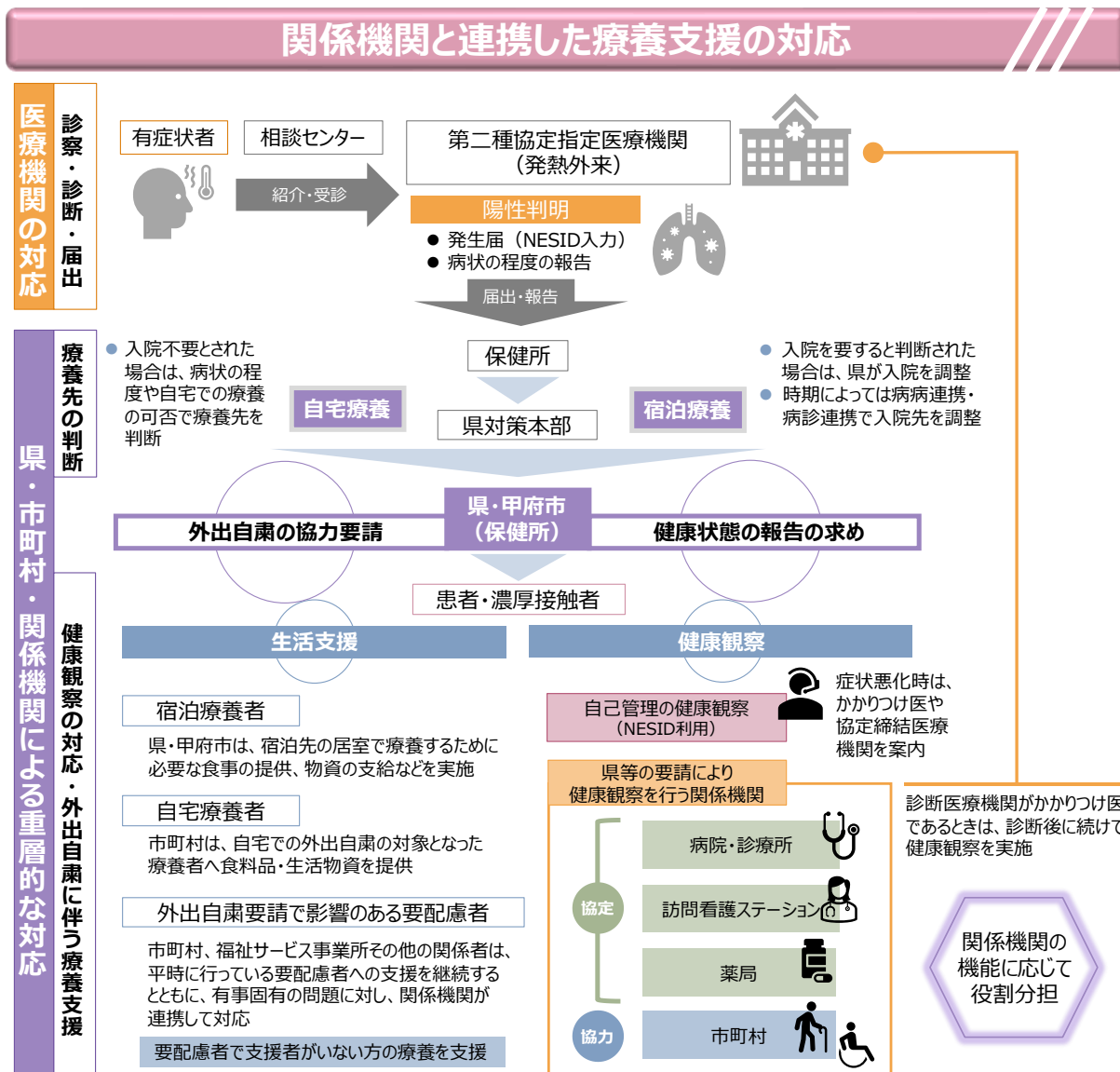
危機管理課、保健福祉部・観光推進課、農政課、市民活動支援課、国保年金課、関係各課]

- 市は、新型インフルエンザ等により患し、入院、宿泊療養、自宅療養をする患者の同居家族に生活支援を要する高齢者や障がい者等がいる場合には、県と情報共有し、高齢者施設等関係機関と連携し必要な支援を行う。〔健康増進課・危機管理課・障がい福祉課・介護福祉課・関係各課〕

### 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対応

- 市は特措法によらない医療提供体制や基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点を県や県の専門家の知見を活用し、市民・関係者に対し丁寧に説明する。〔健康増進課〕

#### 健康観察の対応及び外出自粛に伴う療養支援



## 第6章 物資

### 第1節 準備期～初動期

#### 【目的】

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

#### 1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な个人防护具（マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋）、消毒液等の感染症対策物資を備蓄し、定期的に確認する。なお、この備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。〔防災危機管理課、健康増進課〕

#### 1-2 関係機関等における備蓄等

- 市は、高齢者施設等に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう呼び掛ける。〔防災危機管理課、障がい福祉課、介護福祉課〕
- 医療機関、高齢者施設等は、業務継続計画（BCP）の策定等により、その機能を維持するために必要な給食、検査等に使用される物資を感染症有事においても安定的に確保する等の取組を推進する。〔防災危機管理課、健康増進課、障がい福祉課、介護福祉課〕

## 第2節 対応期

### 【目的】

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

### 2-1 備蓄状況等の確認

- 市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。〔防災危機管理課、健康増進課〕

### 2-2 供給に関する相互協力

- 市は、医療機関等において、必要な物資又は資材が不足し、感染症対策を実施することが困難であるときは、必要な物資及び資材の調達・供給に努める。〔防災危機管理課・健康増進課・関係各課〕
- 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資又は資材が不足し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。〔防災危機管理課、健康増進課〕

## 第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 【目的】

市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者及び市民に対し、適切な情報提供を行い、必要な準備を行うことを推奨する。また、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施及び自らの事業の継続を行えるよう、業務継続計画（BCP）の策定等の必要な準備の支援を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### 1-1 情報共有体制の整備

- 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携及び市内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。〔健康増進課、関係各課〕

#### 1-2 支援実施に係る仕組みの整備

- 市は、新型インフルエンザ等発生時に実施する各種支援に係る行政手続、相談等について、国及び県とともに DX を推進し、対面に限らず、メール、電子申請等を活用した適切な仕組みを整備する。その際、高齢者、デジタル機器に不慣れな方、日本語能力が十分でない外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように留意する。〔管財課、秘書課、関係各課〕

#### 1-3 事業継続に向けた準備

- 市は、県と協力し、指定地方公共機関以外の事業者の業務継続計画（BCP）の策定を推進するため、その策定を目指す事業者を支援する。その際、法令等により策定が義務付けられている場合は、記載すべき事項を満たすよう助言することとし、一般の事業者が作成する BCP は、事業継続力強化計画（簡易版 BCP）を含むものとして取り扱うことに留意する。〔関係各課〕

#### 1-4 物資及び資材の備蓄等

- 市は、第6章第1節 1-2 において備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活

必需品を備蓄する。なお、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。〔防災危機管理課、健康増進課〕

- 市は、事業者及び市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスク、消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。〔防災危機管理課、健康増進課、関係各課〕

#### 1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

- 市は、国の要請を踏まえ、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備え、要配慮者の把握とともに、介護支援専門員や相談支援員等が所属する施設等と連携した具体的手続を決める。〔福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課、こども家庭センター、健康増進課〕

#### 1-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- 市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等を把握し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。〔戸籍市民課、環境課、関係各課〕

## 第2節 初動期

### 【目的】

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者及び市民に、感染防止対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

### 2-1 事業者及び市民に対する事前準備の要請

- 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。〔健康増進課、関係各課〕
- 市は、市民に対し、個人が実施できる感染防止策（「マスク着用」、「流行時の外出自粛」、「手洗い」、「咳エチケット」、「消毒」等）について、あらためて周知を行う。〔健康増進課、関係各課〕

### 2-2 火葬体制の強化に向けた準備

- 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。〔戸籍市民課、環境課、防災危機管理課〕

### 第3節 対応期

#### 【目的】

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等の罹患及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

#### 3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

##### (1) 心身への影響に関する施策

- 市は、新型インフルエンザ等の罹患及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を実施する。〔健康増進課、教育委員会、福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課、子育て支援課、こども家庭センター〕

##### (2) 生活支援を要する者への支援

- 市は、国及び県からの要請を受け、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。〔福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課、こども家庭センター、健康増進課〕

##### (3) 教育及び学びの継続に関する支援

- 市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限やその他、長期間の学校の臨時休業の要請等が実施された場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等支援を行う。〔教育委員会〕

##### (4) 生活関連物資等の価格の安定等

- 市は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給のため、生活関連物資の価格高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう調査及び監視を行い、必要に応じ、関係業界団体に対して、供給確保及び便乗値上げの防止を要請する。〔市民活動支援課〕
- 市は、生活関連物資等の需給及び価格動向並びに実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口及び情報収集窓口の充実を図る。〔市民活動支援課〕

- 市は、生活関連物資等の価格高騰若しくは供給不足の発生又はそのおそれが生じ、又は生じるおそれがあるときは、売渡し、供給確保及び便乗値上げ防止の要請等の適切な措置を講ずる。〔市民活動支援課〕
- 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令に基づき講ずることとされる措置がある場合は、これを適切に実施する。〔市民活動支援課〕

#### （5）埋葬・火葬の体制整備

- 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させる。〔環境課、戸籍市民課〕
- 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。〔環境課、戸籍市民課〕
- 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。〔環境課、戸籍市民課〕
- 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。〔環境課、戸籍市民課〕
- あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。〔環境課〕
- 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。〔環境課、戸籍市民課〕
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣から埋火葬の許可を受けるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例を受け、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。〔戸籍市民課〕

### 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### (1) 事業者に対する支援

- 市は、新型インフルエンザ等の罹患及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び社会経済活動の安定を図るため、公平性にも留意して影響を受けた事業者を支援する。〔商工振興課、関係各課〕

#### (2) 市民の生活及び社会経済活動の安定に関する措置

- 市は、新型インフルエンザ緊急事態において、市民の生活及び社会経済活動の安定のため、以下の措置を講ずる。
  - ごみ収集・処理  
一般廃棄物の収集、運搬及び処理が適正に行われるための措置〔環境課〕
  - 上下水道の運用  
安定的かつ適切に水を供給し、下水処理を行うための措置〔上下水道局〕

用語の略称  
(五十音順)

略 称	用 語
法令	
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
その他	
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定
学校等	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校」及び同法第 124 条の「専修学校」
患者等	感染症の患者、病原体に感染した可能性の高い疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者
感染症指定医療機関	感染症法第 6 条第 14 項に規定する第一種感染症指定医療機関及び次項に規定する第二種感染症指定医療機関
感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 第 1 項の規定により組織する山梨県感染症対策連携協議会
感染症有事	県対策本部が設置されてから、特措法によらない通常の対策に移行するまでの間における、感染症危機への事態対処が必要な状況
協定指定医療機関*	感染症法第 6 条第 16 項に規定する第一種協定指定医療機関及び第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項の規定により医療措置協定を締結した医療機関
県型保健所	山梨県が設置する保健所
県行動計画	特措法第 7 条第 1 項の規定により山梨県知事が定める「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」
県対策本部	特措法第 22 条第 1 項の規定により山梨県知事が設置する対策本部
甲府市（保健所設置市）	地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定により保健所を設置する甲府市

高齢者施設等	入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所
市町村	山梨県内 27 市町村
新型インフルエンザ等	全国かつ急速にまん延することで国民の生命・健康や生活・経済に重大な影響を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（特措法が適用されるものに限る。）
新型コロナ	感染症法上の位置付けが五類感染症になるまでの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
政府行動計画	特措法第 6 条第 1 項の規定により政府が定める「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」
発生公表	厚生労働大臣が行う、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症が発生した旨の公表
保育所等	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項の「保育所」及び同法第 39 条の 2 第 1 項の「幼保連携型認定こども園」並びに就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項の規定により認定を受けた「認定こども園」
保健所	県型保健所及び甲府市が設置する保健所

## 用語の解説

ここでは、第1部から第3部までの計画本文に使用する語句の意義等を解説するものであり、ここに記載する用語は、本文の初出において「\*」の印を付している。

なお、記載の順は、五十音順、アルファベット順としている。

### あ行

#### ●医療措置協定

新興感染症の発生時において、医療（病床/発熱外来/外出自粛対象者への医療の提供/後方支援/医療人材の派遣）を提供することを内容とする感染症法に基づく協定。県が新興感染症の対応を行う医療機関と平時に協議を行い締結。

#### ●衛生物資

感染症の発生の予防及びまん延防止のためにヒトが身に着ける感染防護具（マスク、ガウン、キャップ、フェイスシールド、グローブ等）の物資。

#### ●疫学

健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。

### か行

#### ●外出自粛対象者

新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の患者等のうち、感染症法により外出自粛の協力を求められた者。

#### ●患者等

患者、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者。新型インフルエンザ等の患者等については、感染症法に基づく就業制限、入院、外出自粛等の措置の対象となることが想定される。

#### ●感染経路

感染症の病原体が生体に侵入する経路。空気感染、飛沫感染、接触感染、母子感染等到大別される。

#### ●感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。感染症危機を取り巻く環境から、国家の危機は県の危機でもあり、県では、県民の生命・健康及び生活・経済を守るための積極的な取組が求められる。

#### ●感染症指定医療機関

感染症法に基づき入院させることが必要な感染症の患者等の入院医療を担当する医療機関として、国又は県が同法第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定するもの。ただし、協定指定医療機関を除く。

#### ●感染症対策物資等

感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

#### ●感染性

ヒトからヒトへの病原体の伝播のしやすさ。

#### ●感染対策

個人又は組織による感染症にかからないための取組のことであり、手指衛生、マスク着用、換気、消毒、ソーシャル・ディスタンス（対人距離）の確保、ゾーニング（空間分離）などの手法がある。なお、感染症対策とは、感染対策のほか、感染症のまん延防止のための措置や感染症の医療の確保など感染症の対策全般を含む。

#### ●季節性インフルエンザ

インフルエンザウイルスのうち抗原性（ヒトの免疫の働きやすさ）が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

#### ●基本的対処方針

特措法第 18 条第 1 項の規定に基づき政府対策本部が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針。

### ●協定締結医療機関

感染症法第 36 条の 3 第 1 項の規定により医療措置協定を締結した医療機関。「医療措置協定締結医療機関」と同義。感染症有事の際に速やかに医療提供体制を構築し、県内における必要な医療を継続的に確保するため、平時から県が対象医療機関と協議の上、締結するもの。

### ●業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）。作成主体によって「事業継続計画」ともいう。

### ●緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示する。

### ●緊急事態措置

特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により、まん延の防止に関する措置若しくは医療等の提供体制の確保に関する措置又は国民生活及び国民経済の安定に関する措置を講ずるもの。例えば、まん延の防止に関する措置としては、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

### ●健康観察

感染症の患者等の濃厚接触者や感染症の療養者の必要な期間において、体温などの健康状態について報告を求め、患者の状態を確認すること。

### ●検査措置協定

新興感染症の発生時において、検査提供の分担・確保にかかることを内容とする感染症法に基づく協定。県及び甲府市（保健所設置市）が検査機関や医療機関と平時に協議を行い締結。

●行動変容

人が行動（生活習慣）を変えること。

●高齢者施設等

入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所。

●呼吸器感染症

人の肺に感染する病原体による疾病。

●個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

さ行

●サーベイランス

感染症の患者や病原体の発生状況を監視し、その状況からの動向予測を行うこと。

●事業継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）。作成主体によって「業務継続計画」ともいう。

●自宅療養

行政が健康観察や医療の提供、日常生活に必要な物資の支給に関与する中において、外出自粛の対象となった新型インフルエンザ等の患者等が自宅で療養すること。

●指定地方公共機関

県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理

する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県が新型インフルエンザ等対策において指定するもの。

#### ●住民接種

予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する住民向けの予防接種のこと。その対象者及び期間は、特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、国が基本的対処方針を変更し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項として定める。

#### ●宿泊施設確保措置協定

感染症有事において患者の療養場所（居室）を確保するために、県が感染症法に基づき平時からホテル・旅館等の宿泊施設と締結する協定。

#### ●宿泊療養

症状等から入院が必要な状態でないとは判断された新型インフルエンザ等の患者等が、外出自粛の対象期間中に県が確保するホテルなどの居室で療養すること。

#### ●症例定義

感染症を疑う症例や確定症例を識別するために設定する、臨床症状や検査所見などの基準。感染症の発生動向調査や監視を行う際に、症例の判定を統一するために用いられる。疾患ごとに国や世界保健機関（WHO）などが定める。

#### ●所管課

関係機関が法令等に基づき事業等を行う場合において、一定の関与を行うことが想定される行政機関の所属。なお、「関係課」とは、機関・団体との関わりをもつ所属であり、所管課を含めた幅広い概念。

#### ●新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

#### ●新型インフルエンザ等緊急事態

特措法第 32 条第 1 項に規定する「新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態」をいう。

### ●新型コロナ

令和 2 年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の 5 類感染症に位置付けられた。県行動計画が対象とする新型インフルエンザ等のうち「新型コロナウイルス感染症」は、COVID-19 とは異なる型となる。なお、「再興型新型コロナウイルス感染症」は、COVID-19 の変異により発生する可能性はある。

### ●新興感染症

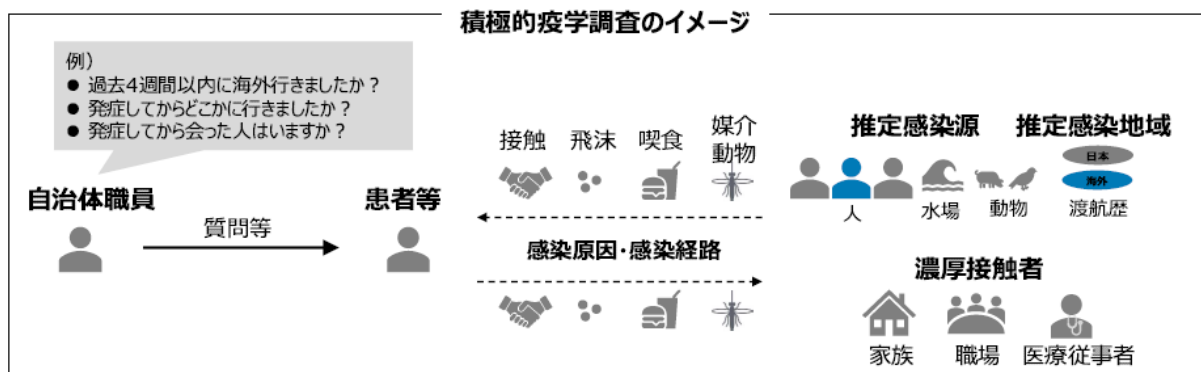
まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であり、感染症法に基づく医療提供体制の整備等を考える上で使用される用語。このうち、特措法の対象となるものが新型インフルエンザ等。

### ●咳エチケット

感染を防ぐため、咳・くしゃみにより発生した飛沫が周囲の人にかからないように配慮する行為。咳・くしゃみの際に顔をそむける、腕を口元にあてるほか、マスク着用などがある。

### ●積極的疫学調査

感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るために、県及び甲府市が感染症法第 15 条第 1 項の規定により行う調査。患者等を積極的に拾い上げ、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするもの。



《出典》厚生労働省「令和 6 年度感染症サーベイランスシステム研修資料（自治体向け）」

## ●総合調整

市町村、医療機関その他の関係機関による感染症への対応が円滑に行われるよう、感染症法に基づき国や県が行う調整。

## ●相談センター

新型インフルエンザ等に感染したおそれのある行動歴や症状がある方の相談を受け付け、発熱外来の受診先を案内する電話窓口。

## た行

### ●特定新型インフルエンザ等対策

地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法第2条第2号の2の政令で定めるもの。なお、計画改定時点では、同政令で次のように定められている。

(1) 特措法の規定により実施する措置

(2) 次に掲げる感染症法の規定（イからハまでに掲げる規定にあつては感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び感染症法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含み、ニに掲げる規定にあつては感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）により実施する措置

イ 医師の届出《第12条第1項、同条第2項及び第3項（これらの規定を同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定》、積極的疫学調査《第15条第1項、第3項、第5項、第8項、第10項、第11項及び第13項から第16項までの規定》、検疫所との連携《第15条の2第1項及び第2項、第15条の3第1項、第2項（同条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定》、就業制限《第18条第1項及び第3項から第6項までの規定》、公費負担医療《第37条第1項、第2項（第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項において準用する場合を含む。）、第3項及び第4項（第42条第2項、第44条の3の2第2項、第44条の3の3第2項、第50条の3第2項及び第50条の4第2項において準用する場合を含む。）並びに第42条第1項の規定》及び総合調整《第63条の3第1項及び第4項並びに第63条の4の規定》

ロ 入院・移送・退院《第26条第2項において読み替えて準用する第19条第1項から第3項まで、第5項及び第7項、第20条第1項から第6項まで及び第8項、第21条並びに第22条の規定》及び苦情・審査請求《第24条の2及び第25条第4項の規定》

ハ 書面による通知《第 26 条第 2 項において読み替えて準用する第 23 条において準用する第 16 条の 3 第 5 項及び第 6 項（感染症法第 17 条第 1 項の規定による健康診断の勧告及び同条第 2 項の規定による健康診断の措置に係る部分を除く。）の規定》  
ニ 感染を防止するための報告・協力《第 44 条の 3 第 2 項、同条第 5 項から第 11 項まで（これらの規定を第 50 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定》及び外出自粛対象者の医療《第 44 条の 3 の 2 第 1 項及び第 44 条の 3 の 3 第 1 項の規定》  
ホ 新感染症の所見がある者の入院・移送・退院《第 46 条第 1 項から第 5 項まで及び第 7 項、第 47 条及び第 48 条の規定》、新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知《第 49 条において準用する第 16 条の 3 第 5 項及び第 6 項の規定》、新感染症の所見がある者による苦情《第 49 条の 2 において準用する第 24 条の 2 の規定》、新感染症の感染を防止するための報告・協力《第 50 条の 2 第 2 項の規定》、新感染症外出自粛対象者の医療《第 50 条の 3 第 1 項及び第 50 条の 4 第 1 項の規定》及び新感染症の対応における国との連携《第 51 条第 1 項（感染症法第 46 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 47 条又は第 48 条第 1 項若しくは第 4 項に規定する措置に係る部分に限る。）の規定》

#### ●特定接種

特措法第 28 条第 1 項の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

#### ●特定接種登録事業者

特措法第 28 条第 1 項第 1 号の規定により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

### な行

#### ●濃厚接触者

保健所が行う疫学調査の結果、新型インフルエンザ等の患者等と感染性のある期間に接触があり、当該感染症を発症する可能性があるとは判断された者。

### は行

#### ●発生公表

感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表すること。

●発熱外来

発熱など感染の疑いを示す症状が出た者を受け入れ、診療する医療機関。

●病原性

病原体が引き起こす感染症の重症度の強さ。

●保健所設置市

地域保健法第 5 条第 1 項の規定により保健所を設置する市。計画改定時点では次のとおり政令で定められており、甲府市は、(2)の中核市に該当。

- (1) 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市
- (2) 地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市
- (3) 小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市及び四日市市

## ま行

●まん延防止等重点措置

特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特措法第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

●水際対策

感染症などの上陸を阻止するために行われる検疫や検査のこと。

## や行

●薬剤感受性

疾病の原因となる病原体に作用する薬剤の効きやすさ。薬剤の有効性の指標。

### ●要配慮者

新型インフルエンザ等の患者等となり、又は濃厚接触者となった場合において、日常生活を営む上で特に配慮や支援が必要となる者。災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 1 5 号に規定する要配慮者と同義。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、虐待を受けているおそれのある者などが想定される。

## ら行

### ●リエゾン

「仲介」や「橋渡し」という意味。市町村が感染症有事の際に派遣するリエゾンは、その所属する市町村による新型インフルエンザ等対策を円滑に進めるため、県対策本部や県型保健所による新型インフルエンザ等への対応の方法や現場の対応状況などについて随時情報を収集し、持ち帰る「連絡調整員」の役割を担う。

### ●リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

### ●臨床像

患者等の状態（病気の状態）がどのようなものであるかをあらわすもの。

## わ行

### ●ワンヘルス・アプローチ

人、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むという概念を表す。

## ABC

### ●DX（デジタル・トランスフォーメーション）

ICTにより社会の在り方を変えるもの。

### ●EBPM\*（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）

①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組であり、エビデンスに基づく政策立案のこと。Evidence-Based Policy Making の略。

●PDCA（ピーディーシーイー）サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法。

## 幸せ実感!アルプス市健康リーグ

### 〈健康は幸せへの近道、家族の宝、地域の財産〉

「健康リーグ」とは行政だけではなく、地域・団体・農業・商工会などが一つになって、市民の皆さんの健康づくり、そして健康からまちづくりを推進していこうとするつながりのことです。

「健康リーグ」で市民の皆さんは大きく分けると2つのことができます。

1. 地域・団体・企業等のグループで、市民の健康づくりに積極的に取り組む事業を提案し、実施すると、市から補助金の交付を受けることができます。
2. 「健康わくわくウォーク」に参加すると、歩いた歩数に応じてポイントがもらえ、ポイントに応じて、市内の協賛店で使えるお買い物券がもらえます。

## 南アルプス市新型インフルエンザ等対策行動計画

---

南アルプス市保健福祉部健康増進課

(南アルプス市健康福祉センター内)

〒400-0292 山梨県南アルプス市飯野 2806-1

TEL : 055-284-6000 / FAX : 055-284-6019

---